

NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る
電気通信事業法の適用に関するガイドライン（案）に寄せられた意見及びこれに対する総務省の考え方

- 1 本ガイドライン策定の背景
- 2 本ガイドラインの目的と位置付け

提出意見	総務省の考え方
意見 1 ガイドライン（案）の趣旨に賛成。	考え方 1
<p>■ NTTグループは、情報通信市場のさらなる発展による日本経済の成長に向けて、「光コラボレーションモデル（サービス卸）」により、多様なプレイヤーとのコラボレーションを通じたイノベーションの促進を図り、価値創造を競い合う新たな競争のステージを実現していく考えです。</p> <p>本ガイドライン案は、通信キャリア間のスイッチング競争を助長する過度のキャッシュバック等の行為に対して一定の歯止めをかけるなど、事後規制としての業務改善命令などに関する法令解釈の明確化を図っており、また、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦に対して新たな規制を課すものではないことから、NTTグループとしても、その趣旨に賛同いたします。</p> <p>今後も、多様なプレイヤーの創意工夫によるイノベーションの促進を図り、新事業や新サービスの創出により、ユーザ利便の向上や経済の成長を実現していくためには、法令解釈の明確化を図ることで規制の予見可能性を高め、事後規制による萎縮効果が働かないようにしていくことが重要であり、事前規制から事後規制を原則とする政策への転換をさらに進めていくことが必要であると考えます。</p> <p>（日本電信電話）</p>	<p>■ ガイドライン（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>■ サービス卸は情報通信審議会答申（平成 26 年 12 月 18 日）において、「世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレイヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。」とされ、さらに「サ</p>	

<p>ービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素（中略）が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。」とされております。</p> <p>本ガイドラインにより法令解釈の明確化等が図られ、当社を含む各事業者が本ガイドラインに基づき事業を展開することによって健全な市場の発展につながり、多様なサービスの創出、お客様の利便性向上や日本の国際競争力の向上に資することから、当社としても本ガイドラインを策定することに賛同致します。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>■ NTT 東西によるサービス卸の提供は、「様々な産業の多くのプレーヤーによる多様な新事業・新サービスが創出される」機会となることを期待します。ただし、これらのプレーヤーが公平な状況下でサービスの提供を競うような健全な競争環境の整備が必要です。</p> <p>そのためには、2014年12月に公開された情報通信審議会による答申でも示されているように、サービス卸に対する公正競争確保の観点から、適正性・公平性が十分に確保されるとともに消費者に混乱を与えることを防ぐ目的で、本ガイドラインで「電気通信事業法上問題となり得る行為」が具体的に示されたことは十分に評価できると考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	
<p>■ 通信事業は、その性質上、様々なサービスに組み合わせることが可能であり「サービス卸」が「答申」に述べられているような「多様な新サービスの創出」に資するものであるという見解には賛成です</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見2 ガイドライン（案）は法令解釈の明確化を図るものであり、新たな規制を課すものではないため、遵守する考え。</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 当社は、様々な事業者が業界の垣根を越えてコラボレーションし、イノベーションの促進による価値創造を図っていくことを下支えしていくために、「光コラボレーションモデル」(サ</p>	<p>■ ガイドライン（案）に賛成の御意見として承る。</p>

ービス卸)の提供を平成27年2月1日より開始したところです。

本ガイドライン案は、事後規制としての業務改善命令などに関する法令解釈の明確化を図っており、また、多様な事業者による新しい価値創造への挑戦に対して新たな規制を課すものではないことから、当社としては、これを遵守していく考えです。

今後も、多様なプレイヤーの創意工夫によるイノベーションの促進を図り、新事業や新サービスの創出により、ユーザ利便の向上や経済の成長を実現していくためには、法令解釈の明確化を図ることで規制の予見可能性を高め、事後規制による萎縮効果が働かないようにしていくことが重要であり、事前規制から事後規制を原則とする政策への転換をさらに進めていくことが必要であると考えます。

(東日本電信電話)

- ・2020年代に向けては、世界最高レベルの情報通信基盤を最大限に活用して、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションが促進され、新事業や新サービスの創出により、経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことが重要であると考えており、当社としても、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていくべく、平成27年2月1日より、「光コラボレーションモデル」(サービス卸)の提供を開始しました。
- ・本ガイドライン案は、事後規制としての業務改善命令などに関する法令解釈の明確化を図るものであり、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦に対して新たな規制を課すものではないことから、当社としては、これを遵守していく考えです。
- ・今後も、多様なプレイヤーの創意工夫によるイノベーションの促進を図り、新事業や新サービスの創出により、ユーザ利便の向上や経済の成長を実現していくためには、法令解釈の明確化を図ることで規制の予見可能性を高め、事後規制による萎縮効果が働かないようにしていくことが重要であり、事前規制から事後規制を原則とする政策への転換をさらに進めていくことが必要であると考えます。

(西日本電信電話)

意見3 特定卸役務の「適正性・公平性・透明性」の確保についての具体的な仕組みを明確にすべき。	考え方3
<p>■ 情報通信審議会の答申において公正競争の要件として適正性・公平性の確保とともに示されている『外部による検証可能性も含めた、一定の透明性が確保される仕組みの導入』については、本ガイドラインでは触れられていません。この「透明性の確保」について、早急に総務省としての方針及び透明性を確保するための仕組みの内容・運用方法などを明確にしていきたいと考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 特定卸役務の料金その他の提供条件の公平性等の確保及びガイドラインの運用に関する御意見については、特定卸役務に関して、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方-世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」（平成26年12月18日。以下「答申」という。）の中で「総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。」等とされたことを踏まえ、総務省として、特定卸役務の料金その他の提供条件の公平性、適正性及び透明性を確保する観点等から、新しい仕組み（※）を導入することを検討している。</p> <p>■ また、現行の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）上問題となり得る行為を例示するガイドラインを策定した上で、その運用については、平成27年2月27日、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）に対し、ガイドラインを踏まえた対応を要請するとともに、公正競争への影響が大きいことが想定される卸先事業者との個別契約の内容を報告するよう要請したところである。</p> <p>■ 総務省としては、今後、これらの措置を通じて特定卸</p>

	<p>役務の料金その他の提供条件の公平性、適正性及び透明性を確保する考えである。なお、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p> <p>※新しい仕組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公平性、適正性及び透明性を確保するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西が、公正競争への影響が大きい卸役務を行う際、主要事業者との個別契約について事後に届け出る仕組み。 ・ 届出を受けた後、総務省においてその内容を整理し、必要に応じ、NTT 東西と NDA(秘密保持契約)を締結した競争事業者から意見聴取を行うとともに、届出を受けた内容について、審議会に報告を行いその結果を公表する仕組み。 2. 市場の動向等を把握・検証するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西は、都道府県別の特定卸役務の利用実態について総務省に報告を行い、総務省は、これに基づき、特定卸役務に係る市場動向を分析し、定期的に公表。 ・ 総務省は、このたび検討している措置について、必要に応じ、3年後を目途に検証。
<p>意見 4 特定卸役務の相対契約に関する料金の適正性を判断する手段について説明してほしい。</p>	<p>考え方 4</p>
<p>■ 本ガイドライン（案）において、電気通信事業法第 29 条に基づく業務改善命令の範疇である事が明示化された事に賛同しますが、本ガイドライン（案）を運用するにおいて、【この相対契約に関する料金の適正性】を測る為の手段を、どのように総務省殿はご用意されたか？について、総務省殿のご説明を頂きたい、と考えます。</p>	<p>■ 料金の適正性等の確保の在り方に関する御意見については考え方 3 のとおり。</p> <p>■ その他の御意見については、今後の参考として承る。</p>

例えば、卸提供事業者が、適正なコストを著しく下回る料金だけでなく、上回る料金を設定する可能性もゼロとは言えません。この度卸売を行われる事によって、NTT 東西殿の現在のフレッツ光契約者数よりも契約者総数が増加した結果として設備利用率が向上したり、人的コストを含む間接費用が削減される事によって、その卸売料金の原価が削減される事が、タイムリーに行われるのかが不明です。

また、今迄は直接販売だった事から、NTT 東西殿の内部では、「フレッツ光」としての TV 広告やチラシ等の広告宣伝費、ならびにパンフレットや登り旗、ノベルティグッズ（例：ボールペン）等の販売促進費が計上されていたかと思いますが、卸先事業者は其々ブランド名（商品名）を用いる事からも、「フレッツ光」の広告宣伝費や販売促進費が、この卸売原価に計上されない事が担保される必要があります。これは、それら「フレッツ光」の広告宣伝活動や販売促進活動に係る、交通費・通信費・水道光熱費・文具費ならびに人件費も除外されている事が担保される必要も含まれます。

この事から、NTT 東西殿が第一種指定電気通信設備を用いてのサービス卸を行われるのであれば、その接続会計及び接続料算定に基づく会計監査を行える体制整備が求められる事からも、最も明確かつ、検証の実効性を担保し得る方法は、『卸売りに特化した NTT 東西殿から資本分離・会計分離を伴う設備網の別会社化（NTT グループ内での分社化）』を NTT 持株殿のご意志で行って頂く事が最善とは考えますが、本ガイドライン（案）による運用においても、別会社化した場合と同等の、【この相対契約に関する料金の適正性】を測る為の手段を持ち合わせているかについて、総務省殿のご説明を頂きたい、と考えます。

また、移動体通信の MVNO 向けの相対契約は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に基づき、パケット接続料金が毎年改定されておりますので、そうした尺度の設定ならびに運用を通じての見直しを図る事（例：「モバイル接続料算定に係る研究会」のような検証スキームの設立等）で、当該料金の適正性、検証可能性及び公平性の確保を進めて頂きたい、と考えます。

なお、現在会期中の通常国会においては、経済産業省殿より提出予定の改正事業法において電力事業者殿が「発送電分離」、ガス事業者殿が「導管分離」を 2020 年頃をメドに完成させる事を目指している事からも、本ガイドライン（案）の運用を通じて、電気通信事業においても、「通信網分離の実現」をスタディしていく事（CATV を含む固定設備、ならびに周波数

<p>運用部分における無線設備が相当)によって、卸売や相互接続に係る会計を透明化していく事も検討点の1つと考えます。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見5 ガイドラインに加え、「適正性・公平性・透明性」確保のための仕組みの整備等を要望。</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ 本ガイドラインは、情報通信審議会において議論された内容が例示等を踏まえて具体的に織り込まれており、公正競争の確保に寄与するものと理解しております。</p> <p>また、既にサービス卸が開始されていることに鑑み、本ガイドラインに加え、</p> <p>①「適正性・公平性・透明性」が確保される具体的仕組みの整備</p> <p>②電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素に対する適切な措置のさらなる充実について要望いたします。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ ガイドライン(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 適正性・公平性・透明性の確保の在り方については、考え方3のとおり。</p>
<p>意見6 ガイドライン(案)に賛成。ガイドラインの適切な運用により制度の実効性を確保することを要望。</p>	<p>考え方6</p>
<p>■ 本ガイドラインの目的と位置づけについて賛同します。</p> <p>なお、公正競争の確保のため、「特定卸役務」を通じたNTTグループによる不公正な連携が行われないよう、総務省において、本ガイドラインの実効性の検証および必要な見直し、市場の監視を継続的に実施頂くことを要望致します。</p> <p>(エネルギー・コミュニケーションズ)</p>	<p>■ ガイドライン(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ ガイドラインの実効性の検証に関する御意見については、考え方3のとおり。</p> <p>■ ガイドラインの見直しに関する御意見については、本ガイドラインに記載のとおり、総務省として、公正競争環境や利用者利便の一層の確保を図る観点から、特定卸役務に関する新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、ガイドラインを適宜機動的に見直す考えである。</p>
<p>■ 今回とりまとめられたガイドライン(案)を拝見しますと、先の情報通信審議会「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」検討等におけるサービス卸に係る適正性・公平性・透明性の議論、および当審議会による答申の指摘内容が的確に織り込まれたものとなり、その制定に賛同するところです。中でも、</p> <p>●固定通信市場における支配的事業者であるNTT東西殿が排他的に特定の事業者を有利に取り扱う行為、移動通信市場における支配的事業者であるNTTドコモ殿が排他的に割引</p>	

サービスを提供するなどの行為を問題あるものとして改めて明文化したこと

- 巨大な顧客基盤や利潤を梃子に全国規模で展開する大手事業者に対して、地域の中小事業者が限られた経営資源の中で創意工夫しながら行っている設備競争・サービス競争の重要性を認識いただき、これら中小事業者による設備保持が経営上困難になる“おそれ”について、危惧すべきものとして取り上げていること
などが特筆すべき点として挙げられます。

また、本ガイドラインの対象者に関しても、

- サービス卸に関わるプレイヤーを「卸提供事業者」・「卸先事業者」・「卸先契約代理業者」に区分し、更に卸先事業者については支配的な事業者か否かで細分化した上で、各々が遵守すべき規律、問題となり得る行為を個々に取り上げることで、拡大解釈や誤解が生じにくくなっていること
- 公正競争を主眼にした事業者の問題行為を挙げる一方で、一般利用者の保護や便益向上の観点を疎かにすることなく、事業者が利用者に接する際の事業者の望ましい行為を合わせて明示していること
などの点は、今後の運用を円滑に進める上で高く評価するところです。

今後は、本ガイドラインが実効力をもって運用されるためにも、各々の事業者によるサービス提供やガイドライン遵守の実態、およびその推移等を厳格に分析・評価いただくとともに、新たに環境変化等が生じた場合には、期を逸することなく政策的な措置を講じていただくことを強く要望いたします。

(STNet)

■ 【ガイドライン案全体に対する意見（総論）】

本ガイドライン案は、電気通信市場における公正競争の確保および健全な市場発展に資するものと考えられ、基本的な方向性に賛同します。

しかしながら、本ガイドラインを策定する意義は、市場実態に即して電気通信事業法をよ

り適切に運用することにより、これを通じて、公正競争や利用者利便が確保されることにあると考えます。

そのため、総務省殿におかれましては、本ガイドラインを有効に活用し、従来に比べて、より適切に制度運用いただくことを要望します。

特に、事後規制が適切に運用されなければ、本ガイドラインだけでなく制度全体が形骸化し、実効性に乏しいものとなりかねないことから、制度の実効性が確保されるよう、市場実態や不適切行為をくまなく把握する体制を構築いただくとともに、問題が発生した場合においては、迅速かつ確実にこれを排除いただくことを要望します。

(ケイ・オプティコム)

■ 本ガイドライン（案）が、平成年 12 月 18 日の答申に基づき、その総務省殿の対応が明示化された事に賛同しますが、その一方で、【①サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、】に示される通り、NTT 持株殿の自主的なお取り組みとして、NTT 東西殿の回線部門とそれ以外の部門（営業部門やクラウド等の設備部門）がグループ内で別会社として分離されたならば、この回線分離会社は、卸売契約でも相互接続契約でも、我が国の全てのステークスホルダーと、対等な関係性を築く事が可能となった事だろう、と本意見者は考えます。

この事から、別会社化になっていない状態であっても、【イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である】とした平成年 12 月 18 日の答申が果たされる事が必要不可欠であり、本ガイドライン（案）の運用によって、公正競争の確保の下で、我が国の公共の福祉の向上が図られ、訪日観光客向けを含む Wi-Fi スポットの拡充や、4K8K コンテンツを含む 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックへの対応、ならびにサイバーセキュリティへの対応（例：量子暗号化や NGN の秘匿通信性）が進むとともに、防災減災対策・少子高齢化対策・地方創成への寄与が図られる事を期待します。

なお、本ガイドライン（案）が策定される前に、KDDI グループ殿や、一部 CATV 事業者殿から過剰反応とも言える程の懸念が示されていたと本意見者は認識するものですが、残念ながら

ら彼らは、採算性の良い都区部しか整備をしておられなかったり、ルーラル部は 50Mbps 以下とか 100Mbps 以下の回線であったりする自らの状況下へと、NTT 東西殿の FTTH が参入してくる事を恐れているようにも感じざるを得ず、そのご行動が契約者目線・消費者目線・地域創成目線に立っているとは必ずしも捉える事が出来ないものでした。

しかしながら、このサービス卸とは、NTT 東西殿の FTTH を用いて、KDDI グループ殿や CATV 事業者殿が卸先事業者となる事を拒むものではない事から、例えば老朽化した同軸ケーブルを張り替えるのではなく、この卸売契約回線を用いての CATV サービスを提供する事も可能と考えます（*宮城県と愛媛県で、フレッツ光で提供される、「フレッツ・テレビ伝送サービス」を用いた CATV 配信の事例があります）。この事から、地域の絆を結う TV 番組作成や、地域の魅力を全国に発信する TV 番組作成など、CATV 事業者殿しか出来ない本当の価値創造を脅かすものではない、と思います。

<参考>

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光 <https://flets.com/catv/miyagi/>

青葉ケーブルテレビ&フレッツ光 <https://flets.com/catv/aoba/>

愛媛 CATV & フレッツ光 <http://flets-w.com/catv/ehime/>

また CATV 事業者殿は、au 殿という 1 社の移動体通信事業者殿とのセット割ではなく、あまねく MNO/MVNO とのコラボレーションを図られていく事が望ましいと思います。特に地方 CATV 事業者殿におかれましては、その地域地域の住民や法人の皆様方の移動体通信の選択の自由性が妨げられない為にも、あまねく MNO/MVNO とのコラボレーションを目指して頂きたい、と願っております。

是非、其々の事業者が、其々の得意や特色を発揮し、我が国の公共の福祉の向上が図られる事を、重ねて期待し得る本ガイドライン（案）の運用となる様、総務省殿にお願い申し上げます次第です。

(個人)

<p>意見7 ガイドライン（案）の基本的方向性に賛成。ガイドラインの実効性確保のため、その遵守状況について定期的に調査・公表すべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>■ 本ガイドライン案は、特定卸役務の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保や、消費者保護の充実、同法の運用の一層の透明化を図り、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現を目的とするものであり、基本的な方向性に賛同します。</p> <p>しかしながら、特定卸役務の透明性確保及び本ガイドラインの実効性担保のため、総務省においては、卸提供事業者、卸先事業者及び卸先契約代理業者における本ガイドラインの遵守状況について、定期的に調査・公表する旨をガイドラインに記載いただきたい。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p>	<p>■ ガイドライン（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ ガイドラインの運用に関する御意見については、考え方3のとおり。</p>
<p>意見8 NTTグループ各社において問題となる行為が行われないよう総務省が運用状況を適宜チェックし、必要に応じてガイドラインを見直すべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ 従前から述べておりますとおり、NTTグループは、モバイル事業だけでなく、固定通信事業の分野においても、依然、圧倒的な市場支配力、ブランド力を有する状況です。</p> <p>巨大なNTTグループによるモバイル・固定に亘るサービスやセット割など、固定通信事業における市場支配力が携帯電話やBWA事業の分野に及んだ場合には、日本のブロードバンド市場やMVNO市場はNTTグループに席卷されます。</p> <p>その結果、昭和60年制度改革以来の競争促進政策に逆行し、最終的には料金の高止まりなど、消費者利益に反することとなります。</p> <p>今般のNTT東西殿の光アクセス回線の卸売サービス提供にあたっては、「卸提供事業者」であるNTT東西殿及び「市場支配的な卸先事業者」であるNTTドコモ殿のみならず、NTTグループ各社において本「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（案）」に抵触するような行為が行われることがないよう、総務省殿において運用状況を適宜チェック頂くと共に、必要に応じてガイドラインの見直しを行って頂くよう要望致します。</p> <p>(UQコミュニケーションズ)</p>	<p>■ ガイドラインの運用状況を適宜確認すべきという御意見については、考え方3のとおり。</p> <p>■ ガイドラインの見直しに関する御意見については、本ガイドラインに記載のとおり、公正競争環境や利用者利便の一層の確保を図る観点から、特定卸役務に関する新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、ガイドラインを適宜機動的に見直す考えである。</p>

<p>意見9 今回講じる制度的な措置については検証を行う際には、ガイドラインの見直しも行うべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>■ 「NTT「サービス卸」についての公正競争の確保に関する申入れ」（平成27年1月14日自由民主党情報通信戦略調査会）を踏まえて、総務省が平成27年1月23日の紛争処理委員会の資料で記載したとおり、今回講じる制度的な措置については3年後を目途に検証を行い、見直しが行われるものと理解しています。その際には、本ガイドラインも改めて見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 考え方8のとおり。</p>
<p>意見10 ガイドラインについて、定期的に見直すべき。</p>	<p>考え方10</p>
<p>■ 本ガイドラインの見直しに当たっては、公正競争環境や利用者利便の一層の確保を図る観点から、「適宜機動的に」はもちろん、定期的にも見直すことを明確にすべきです。また、今後電気通信事業法が改正され、NTT東・西の「サービス卸」に関する透明性確保措置が整備された場合には、その内容を踏まえて本ガイドラインを早急に見直すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ ガイドラインの見直しに関する御意見については、総務省として、考え方3のとおり市場動向を分析し、定期的に行う公表の結果も踏まえつつ、本ガイドラインに記載のとおり、公正競争環境や利用者利便の一層の確保を図る観点から、特定卸役務に関する新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、ガイドラインを適宜機動的に見直す考えである。</p>
<p>■ 本ガイドラインを適宜機動的に見直す方針に賛成です。ただ、特定卸役務はBtoBtoCで提供される初めての事例であり、電気通信事業へ与える影響あるいは公正競争に与える影響について定期的に精査していく必要があると考えます。</p> <p>それゆえ、特に提供開始後一定期間内（例えば6か月間程度）にレビューを実施いただきたいと存じます。またその後も定期的なレビューを実施する運用を検討いただきたいと存じます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>考え方11</p>
<p>意見11 公正競争の確保のため、特定卸役務の提供や市場の競争状況について総務省が適切に検証・監督を行うべき。</p>	<p>■ 考え方3のとおり。</p>

るが、出来るだけその監督内容について具体的な記述をしていただきたい。客観的に第三者が判断出来るような指標を可能な限り用い、可能な限りの公表していただくことで透明性を確保し公正な運用をお願いしたい。

卸販売を行う NTT 東西はもとより、卸先事業者である携帯事業者と ISP の事業規模は桁違いに差があるため、対等な契約関係や事業運営が出来るよう適切な監督を適宜（例えば四半期ごと）などに行うことを求めたい。

(日本インターネットプロバイダー協会)

■ 本ガイドラインは、特定卸役務に適用される電気通信事業法上問題となり得る行為の事例を挙げ、それが同法第 29 条（業務の改善命令）又は第 30 条（禁止行為等）の対象になることを中心に説明されています。

当該の事例にあたる行為は当然是正されるべきものですが、その事例に至らない段階においても、電気通信市場の競争環境への影響を注視し、公正競争の確保に適切な指導がされるべきものと考えます。

上記の指導には適切なデータの収集・分析その結果公表が必要です。

①卸提供事業者：サービス卸料金の総務省への届出（公平性・適性性・透明性の確保）

②卸先事業者：サービス卸の利用状況報告（四半期毎）

③競争環境に与える影響の公表（四半期毎）

・サービス卸市場の事業者別シェアの公表

・自ら回線を設置する事業者間のシェアの公表（同上）

(フュージョン・コミュニケーションズ)

■ 特定の事業者に対する優先的な取り扱いがされないように総務省殿での管理監督をお願い致します。

(ZTV)

<p>■ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 東西殿」といいます。）が提供する特定卸役務については、平成 26 年 6 月 6 日に弊社共より提出させて頂いた“NTT 東西「光コラボレーションモデル」開始に関して”において①NTT グループ内における実質的なセット割引の提供、②相対取引の不透明性、③人的資源再配分によるグループ内営業機能統合等の NTT グループ各社への優先的取扱い等の課題が懸念されることから、必要な措置を不足なく講じるよう要望させて頂きました。</p> <p>本ガイドライン案では『2 本ガイドラインの目的と位置付け』において『特定卸役務の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保』を明記頂いておりますが、後述のとおり電気通信事業法（以下「事業法」といいます。）による追加措置も不可欠であることから、本ガイドライン案の策定と併せ、事業法等の改正による新たな規律も導入して頂くことにより特定卸役務に係る提供条件の適正性・公平性が確保されるものと考えます。</p> <p>そもそも NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備を利用した電気通信役務については、事業法に基づき接続における厳密な規制が課されています。「特定卸役務」が卸役務であるという理由によりこの厳密な規制が回避できてしまうのであれば、第一種指定電気通信設備との接続制度を蔑ろにすることになりかねません。</p> <p>したがって本ガイドライン案の制定及び法令改正により、第一種指定電気通信設備を利用した特定卸役務については、当然接続同等の規律が課されるべきであり、後述のとおり、NTT 東西殿が公表した保障契約約款は、特定卸役務と利用者向け小売サービス（フレッツ光サービス）を同一サービスとして扱い小売料金と同一料金を設定する等『料金その他の提供条件の適正性等』が全く担保されていない状況であることを踏まえると、事業法の改正も含め、適正性・公平性を確保する施策を導入して頂くと共に導入後の十分な検証を行って頂く必要があると考えます。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル）</p>	
<p>意見 12 公平性と透明性を担保するためには、特定卸役務の提供条件について事業者間で情報交換する仕組みや総務省による定期的な監督等の制度が必要。</p>	<p>考え方 12</p>
<p>■ 今回のこの新サービス開始に当たり、各 ISP は NTT 東西及び NTT ドコモと機密保持契約を</p>	<p>■ 特定卸役務は、事業者の自主性を最大限尊重して弾力</p>

<p>結ぶこととなった。よって、事業者間での情報共有を行うことが出来ない。両者と ISP、特に地域 ISP の事業規模は、何桁もの違いがありほぼ NTT 東西及び NTT ドコモの意思に反するような行動を取ることが出来ない。また、事業者説明で言われているように「この趣旨に賛同できる事業者のみ」契約すればよいということは、NTT 東西及び NTT ドコモの方針に従わないものはサービスを提供しないと言うことであり、レイヤー間で十分な競争条件が担保されているとは言いがたい。また、機密保持契約による事業者間の情報交換阻害は、「いつ、どのような提供条件が提示されたり変更されたか」を知ることが出来ず、やはりこれにおいても同様に公正で透明な競争環境が阻害されていることに他ならない。</p> <p>公平性と透明性を担保するためには NTT 東西、NTT ドコモからの提供条件について事業者間で情報交換する仕組みがなければ、他社と比較できないため契約締結後は、事業者間で情報提供を認め定期的に総務省が監督する制度等が必要だと考える。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>的・柔軟な提供を可能とする観点から当事者間の合意があれば相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえて、公正競争確保の観点から適正性、公平性、透明性等の確保のため、考え方3のとおり措置を講ずることを検討している。</p>
<p>意見 13 特定卸役務に係る制度が整備されるまでは特定卸役務の提供を開始すべきでない。</p>	<p>考え方 13</p>
<p>■ 報道等によれば、本年2月より、卸先事業者の販売勧誘活動が開始されていると承知しておりますが、SNS等では、光卸サービスに関する電話勧誘販売での苦情が発生している状況であり、既に、本ガイドラインで指摘されているような紛らわしい勧誘が行われていると考えられます。</p> <p>このような動きは、ICT サービス安心・安全研究会において提言された消費者保護ルールの見直し・充実の方向性に逆行するものであり、特に、本年は新たな消費者保護ルールが導入される直前の年であることから、卸先事業者やその代理店によるモラルハザード的販売勧誘が横行し、苦情・相談件数が激的に増加することを懸念しております。</p> <p>そのため、消費者保護の観点でも、新たな消費者保護ルールが導入されるまでの間、サービス卸を開始すべきではないと考えております。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 総務省としては、特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の各規律について、本ガイドラインを活用しつつ、適切に運用していく考えである。</p> <p>また、ガイドライン6においては、消費者保護ルールの見直し・充実に向けた方向性を踏まえた措置を講ずることが適当としている。</p> <p>■ なお、サービス卸の開始時期は、各事業者が法令上必要な手続を行った上で、経営判断により決定されるものであると考える。</p>
<p>■ 卸先事業者（特に第二種指定電気通信設備を設置している電気設備事業者）が DOCOMO 光や</p>	

<p>SoftBank 光をすでに発表し大々的に広告宣伝している。</p> <p>本ガイドラインのパブコメがまだ行われているにもかかわらず、全く無視するような形でサービス提供がされようとしていることは、総務省によるパブコメの制度の軽視はもとより、国民の意見や他事業者の意見は全く無視するという意図の現れである。</p> <p>これを鑑みるに本ガイドラインの目的である「公正な競争環境，利用者利便の確保」は達成できないものである。</p> <p>ただちに行政指導を行い、これらの改善が図られるまでは、第二種指定電気通信設備を設置している電気設備事業者による特定卸役務の利用は中止すべきである。</p> <p>また、このようなことがおきないように卸通信役務にかかる電気通信事業法の適用について見直すべきであり、ガイドラインなども含めて十分に制度のコンセンサスが取られるまではサービス開始をさせてはならない。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見 14 補助金等を活用して FTTH 等を整備した地域においては、特定卸役務の卸料金から相応の額を減額すべき。</p>	<p>考え方 14</p>
<p>■ 現在、NTT 東西殿がサービス卸を提供されるエリアには過疎地エリアが多く含まれるが、その中の多くのエリアでは国や地域の税金を活用して構築した自治体の設備を NTT 東西殿が運営しているエリア（公設民営 IRU エリア）、または補助金を提供されて構築した NTT 東西殿の設備を、彼ら自身が運営しているエリア（民設民営補助金エリア）が存在する。現在、各事業者に提示されているサービス卸料金は、そういったエリアにおいても、基本的にはそれ以外のエリアと同様の料金が設定されているが、設備の減価償却や維持費用に鑑みれば、税を投入した地域の料金は、NTT 東西殿の負担が軽減されており、相応に減額すべきである。一般的に、自治体が税を投入するようなエリアは、全国平均と比較して世帯収入も低く、高齢化率も高い。高齢化が進んで、通常でも利用率が少ないエリアにおいて、都心部と同様の金額の設定をすれば、単純に世帯収入の比較からも利用率が向上しないことは明白であり、”光回線の利用率の向上”に資さず、問題である。さらに、税を投入しているエリアでそれ以上に問題視すべきは、当該地域の税の投入が NTT 東西殿の運営上の利益に寄与しているにも関わ</p>	<p>■ ガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであり、御意見については今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、御意見にある「卸サービス料金の減額」については、一般論として、法令の範囲内で、事業者が経営判断する問題であると考えます。</p>

<p>らず、他エリアと同様の卸サービス料金によって、他地域と同様の利益を利用者からさらに NTT 東西殿に提供する形になっており、いわば、利用者が 2 重の利益提供を行っている構造にある。”提供条件の利用者の利益に及ぼす影響”という観点において、この構造は極めて問題であり、地方創生を掲げ国が地域の活性化を強く推進する中、逆に地域の活力を削ぐものに他ならない。以上より、上記のような税を投入している地域においては、住民属性や、既に税を投入して NTT 東西殿の負担が軽減されている事実を鑑み、当該エリアでは少なくとも税の投入分に相応する卸サービス料金の減額を実施すべきである。</p> <p>(DSL 事業者協議会)</p>	
<p>意見 15 携帯電話と固定通信の「セット割引」を提供できる事業者は携帯電話事業者に限定され、その資金力によって固定通信市場における競争が歪められる懸念があることから、当該「セット割引」の卸売を可能とするよう制度整備すべき。</p>	<p>考え方 15</p>
<p>■ 移動通信事業者が利用者に提供する「セット割引」が、その資金力を利用することで適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められることです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者が料金設定する「セット割引」は、他事業者を排除した自社のみが独占販売できる商品であることです。一般論としては、サービス提供事業者であるため当然であるとも言えるかも知れませんが、電波という有限資源の活用から生まれた利益は公平であるべきと考えます。 ・ 本ガイドライン(P. 14)では、「セット割引」の料金設定について懸念が生じた時には、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。とされ、競争阻害的料金の設定である場合は、電気通信事業法第 29 条（業務の改善命令）が該当するとあります。しかし、本ガイドラインが記述する電気通信事業法上問題となる行為が認定されるまでには、相当の時間が必要とされ、その間に固定通信市場が固定化される恐れがあります。 <p>○本件に係る政策案について</p> <p>上述のとおり「セット割引」を販売できる事業者が、当該移動通信事業者に限定されるため、他の事業者はその料金の適正性についての懸念が生じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであり、御意見については今後の参考として承る。 ■ なお、御意見にある「「セット割引」の再販を可能するための制度面の準備」については、その具体的な内容は必ずしも明確ではないが、一般論として、事業者間の協議の上で、移動通信事業者から卸役務の提供を受けることは現行制度においても可能と考える。

<p>他の事業者も当該移動通信事業者から「セット割引」を卸料金で仕入れて、利用者(エンド・ユーザー)に販売することができれば、この懸念は解消できると考えます。</p> <p>利用者は、「セット割引」を複数の事業者から選択して利用することができることとなります。これは、MVNOの参入の促進と同様に、利用者にとって価格・サービス面での選択肢を広げ、公共の財産である電波を各事業者が公平・効率的に利用できることを目的とすることに合致すると考えます。この「セット割引」の再販を可能するための制度面の整備を要望致します。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	
<p>意見 16 特定卸役務の対象は、NTT 東西が提供するものに限られることを明確にすべき。</p>	<p>考え方 16</p>
<p>■ 本ガイドラインは、NTT 東日本及びNTT 西日本（以下、「NTT 東・西」と言う。）が第一種指定電気通信設備を用いて提供する「サービス卸」に関して定めるものであることから、特定卸役務はNTT 東・西の卸電気通信役務のみに係ることをより明確にすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 本ガイドラインにおける特定卸役務は、その役務の料金その他の提供条件が利用者利益に及ぼす影響が大きいこと、さらに、その提供形態や提供内容によっては、自ら回線設備を設置する事業者による競争に与える影響を含め、様々な競争事業者との公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがあることなどの一般の卸電気通信役務とは異なる特徴を持つことを踏まえ、現時点では、「多数の一般の利用者にFTTHアクセスサービス等を提供する電気通信事業者に対して NTT 東西が提供する卸電気通信役務」を対象としているところである。</p>
<p>意見 17 NTT ドコモに対する特定卸役務の提供は行うべきでない。</p>	<p>考え方 17</p>
<p>■ NTT ドコモに対する光回線卸は行うべきではない。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NTT と NTT ドコモはグループ会社であり、実質的な内部取引であり、契約や交渉内容が公平とは言えない。 2. 歴史的経緯から、国のブランドや設備を利用してきており、競争上優位にあり、他事業者と同一条件ではない。 	<p>■ 株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」という。）が NTT 東西から特定卸役務の提供を受けることは、現行法上可能であると考えます。</p> <p>■ なお、特定卸役務について卸提供事業者及び卸先事業者（支配的な電気通信事業者に限る。）が行う行為について</p>

<p>3. NTTグループが回線卸を受けた場合に、独占強化につながる。</p> <p>4. 独占的優位な立場をかさに着た利用者軽視の不遜な対応がNTTグループには現実にならず見られ、監督官庁の対応も不十分であり、癒着を疑っている。</p> <p>5. この意見公募と並行してNTTドコモは宣伝をはじめているなど、総務省・NTT・ドコモが結託した出来レースの様相がみえ、意見公募をバカにした対応ではないのか。</p> <p>6. これらのことから、ガイドラインの内容如何にかかわらず、抜け道を巧みに利用した商法の結果、消費者が不利益を被る可能性が極めて高い。</p> <p>(個人)</p>	<p>ては、ガイドライン5（別表）（1）及び（3）などに掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 18 卸先事業者の問題のある販売活動が確認された場合には総務省で適切に指導するとともに、苦情件数の分析等においては既存の電気通信事業者の苦情減少のための取組を適切に評価する仕組みを要望。</p>	<p>考え方 18</p>
<p>■ 総務省殿におかれましては、卸先事業者において問題のある販売活動が確認された場合には、苦情が増加する前に適切なお指導を実施いただきますとともに、苦情発生件数の分析等を行う際には、電気通信サービス全体の苦情とサービス卸に関する苦情を切り離して分析いただくなど、既存の電気通信事業者の苦情低減の取組を適切に評価いただくことを要望致します。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 総務省としては、特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の各規律について、本ガイドラインを活用しつつ、適切に運用していく考えである。</p> <p>■ 苦情発生件数の分析については、現行法の適用関係の明確化を目的とするガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであるため、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、電気通信事業者による苦情・相談の縮減の取組は重要であり、総務省としては、このような取組を支援、推進してまいりたい。</p>

4 特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律

(1) 卸提供事業者に適用される主な規律

提出意見	総務省の考え方
<p>意見 19 制度的措置が講じられないまま特定卸役務の提供が開始されると公正競争環境が損なわれるため、特定卸役務の提供条件について約款の策定・公表の義務付けや、相対契約の公平性・適正性を検証するための情報の公表等を担保すべき。</p>	<p>考え方 19</p>
<p>■ 本ガイドラインは、「サービス卸」の透明性確保措置が講じられていない現行の電気通信事業法に照らして問題となり得る行為を整理したものと理解していますが、制度的措置が講じられないまま「サービス卸」が開始されると、[1]公平性が確保されない問題や[2]NTT グループの不当な連携の問題（詳細は後述のとおり）が生じ、公正競争環境が損なわれることとなります。</p> <p>そのため、NTT 東・西の「サービス卸」の提供条件については、[3]に述べるとおり、本来は事業法を改正して約款化・公表を義務付けるべき</p> <p><保障契約約款が不十分な問題></p> <p>「サービス卸」の透明性については、NTT 東・西の特定卸役務は指定電気通信役務に該当し、保障契約約款の届出・公表義務が課されていることをもって、審議会答申においては「これにより一定の適正性・公平性・透明性が確保される」とされていますが、NTT 東・西は現状の「フレッツ光」のユーザー向け契約約款を「サービス卸」の保障契約約款として公表しています。このような状況では、卸先事業者は保障契約約款に示された卸料金で「サービス卸」を利用したとしても競争力のあるユーザー料金を設定することができないため、実質的に約款料金で「サービス卸」を利用することができず、相対契約で提示された提供条件で契約せざるを得なくなります。このような行為は、保障契約約款制度を形骸化させるものであり、移動通信事業者（MNO）が卸役務の標準プランを公表していることと比べても透明性・公平性確保の点で問題があると考えます。</p> <p>■[3] サービス卸の提供条件の十分な透明性確保の必要性について</p> <p>NTT 東・西の「サービス卸」の提供条件については、本来は電気通信事業法を改正して約</p>	<p>■ 考え方3のとおり。</p>

款化・公表を義務付けるべきです。

仮に約款化・公表を義務付けないのであれば、特に NTT グループ内での不当な連携が行われるおそれが高くなることを踏まえ、NTT 東・西が NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等の自己の関係事業者と個別契約を結ぶ場合は、特定卸役務に係る契約のみならず、当該役務を用いたサービスの販売や業務運用に係る協定、覚書等も含めた契約の内容を、個々の契約締結後に直ちに届け出ること、NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等、NTT 東・西の「自己の関係事業者」との個別契約について公表することを法制度上担保すべきです。

その上で、「サービス卸」の利用条件の透明性確保措置が発効していない段階で NTT 東・西による特定卸役務の提供が開始されたことを踏まえ、自己の関係事業者との個別契約の内容を直ちに総務省に報告するよう NTT 東・西に対して指導すべきです。

(KDDI)

■ 現行法に基づく規制の問題点は、事業法改正等により本質的な解決を図るべきと考えます。

<現行法に基づく規制の問題について>

[問題点]

NTT 東西殿による特定卸役務について、現行法に基づく保障契約約款等で規制する場合、以下のような問題が発生する懸念があります。

① 料金水準について

卸料金を高額に設定する等、NTT グループ会社しか利用できない排他的な条件を設定するおそれがあること（卸先が NTT グループ会社であれば、卸料金が高額であってもグループ会社のコストは NTT 東西殿の収入となるため、グループ全体の収支に影響はない。）

② 事後的な是正措置の影響について

卸先事業者がサービス提供を開始した後に是正措置が取られた場合は、卸先事業者は卸条件変更によるサービス内容の変更等を迫られ、顧客に混乱を与えるおそれがあること

③ 外部検証性について

保障契約約款において特定卸役務の実質的な条件（料金等）が公表されないことから、NTT 東西殿と特定卸役務の提供について交渉する事業者は、NTT 東西殿から交渉で提示され

た料金等が公正なのか判断できないおそれがあること

④ 事後検証の充足について

契約書を確認した場合でも、以下のような特定の事業者を優遇する実態を把握し、検証することができないこと

－合意に至るまでの交渉過程で、NTT グループ会社へ事前の情報共有を行う等、契約書の内容以外において特定の事業者を優遇すること

－新たなサービスの開始やその内容、各種条件の変更に関する事項等を NTT グループ会社に対し優先的に連絡等を行うこと

－サービスの企画やシステムの改修を行う際に、NTT グループ会社のみが利用しやすい条件を採用すること

等

〔解決策〕

上記①～③の問題を解消するためには、「接続約款」と同等の事前認可制の導入が必要であり、仮に導入されない場合は、少なくとも以下の点について、事業法改正等により担保すべきと考えます。

小売役務と卸役務を明確に区別した保障契約約款の作成

保障契約約款のうち卸役務に係る約款届出時期の前倒し（検証期間として届出後少なくとも 30 日程度の期間を設ける等）

保障契約約款のうち卸役務に係る約款の届出時点での公表

個社ごとの契約書の事後届出

また、上記④の問題を解消するためには、相対契約その他の取引条件についての適正性や NTT グループ会社等特定の事業者を優遇していないかといった公平性について、以下のような項目を検証するために、卸先事業者との協議状況等も調査できるよう NTT 東西殿内に第三者機関を設置する必要があると考えます。併せて、卸先事業者等が、検証結果に至った根拠・理由、数値データ、判断基準等、検証の経緯を確認できる情報の公表も必要と考えます。

特定卸役務の料金が NTT 東西殿の利用者料金に比して、社会的経済的事情に照らして適正な原価率となっているかの検証

相対契約において、NTT グループ会社等特定事業者を優遇していないか等の検証
情報提供において、NTT 東西殿と NTT ドコモ殿の間で情報の優先的提供が行われていないか等の同等性の検証
業務委託や営業支援策（販売奨励金）等、電気通信役務以外の取引条件について、NTT 東西殿と NTT ドコモ殿の間で優先的条件が設定されていないか等の同等性の検証

（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル）

- 電気通信事業法第 29 条では、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされていますが、これら業務改善命令は、あくまで事後的に発動されるものです。

現行の電気通信事業法の規定では、事後的な業務改善命令によるしかないため、当社としては従来から主張しておりますとおり、料金及びその他提供条件の約款化と公表等、適正性、公平性並びに十分な透明性が確保できる制度整備（届出等）を要望いたします。

（ジュピターテレコム）

- 契約内容が不透明となる相対契約においては、問題のある契約が市場に影響を与える前に未然に防止できるよう、約款化等の制度導入が必要であると考えます。

また、競争事業者を排除又は弱体化させた後での対応とならないように、業務改善命令に加え、より即時性のある制度導入が必要であると考えます。

（九州通信ネットワーク）

- 特定卸役務の相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性等について、総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされていますが、現事業法では届出等が不要であるため、常に状況を把握することは難しいと考えられます。

また、卸先事業者が業務改善命令がなされた場合、エンドユーザの利用に影響が生じることがないように、予見的な仕組みが必要であると考えます。

<p>従いまして、特定卸役務に係る相対契約は、保障契約約款と同様に届出、公表される等、現事業法の改正により適切な規律を導入いただきたいと考えます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	
<p>意見 20 特定卸役務の保障契約約款が「IP 通信網サービス契約約款」と同一となっており、利用者の利益や公正競争を阻害する要因となる。</p>	<p>考え方 20</p>
<p>■ <現時点で生じている問題について></p> <p>特定卸役務については、本ガイドライン案のとおり保障契約約款の事前届出義務、公表義務が課されており、NTT 東西殿はサービス卸を提供するに当たり、保障契約約款を届出・公表しました。しかしながら、卸先事業者向けのサービス卸と利用者向けのフレッツ光サービスとは異なるサービスであるにも関わらず、保障契約約款の内容が含まれる「IP 通信網サービス契約約款」において、2つのサービスは同一のサービスとして扱われ、同一の条件（料金等）が記載されているように見受けられます。</p> <p>NTT 東西殿は、平成 26 年 10 月 16 日に公表した「光コラボレーションモデル」の提供条件等について、『自家利用の禁止』として『サービス提供プレイヤー様が専ら自社（一定の基準を超える資本関係があるグループ会社など実態として同一の企業と考えられる場合を含みます）での利用を目的に卸サービスを利用することはできません』等と記載しており、サービス卸をフレッツ光サービスとは別のサービスと扱っていることは明らかです。</p> <p>また、サービス卸の保障料金が利用者向けであるフレッツ光と同じ料金ということは、卸先事業者で発生する営業費等の追加コストを考慮すると、卸先事業者はフレッツ光サービスと競争可能な料金で提供することができず、利用者の利益を阻害することになります。</p> <p>したがって、『適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護する』という保障契約約款の趣旨に照らし合わせれば、当該保障契約約款について、NTT 東西殿は速やかに、サービス卸とフレッツ光サービスに係る料金等の条件を個別に明示した形に修正すべきです。仮に修正しない場合には、事業法第 20 条第 3 項に基づき、総務大臣殿による約款の変更命令等の暫定的な対応を行う必要があります。</p>	<p>■ 特定卸役務は、第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であることから、指定電気通信役務に該当するものであり、電気通信事業法第 20 条第 1 項に基づき保障契約約款の事前届出義務が課されているところである。特定卸役務に関する保障契約約款は、平成 27 年 1 月 28 日に総務大臣に届け出られており、仮に、電気通信事業者が特定卸役務について NTT 東西との相対契約により提供を受けられない場合でも、当該保障契約約款に定める料金及び提供条件により契約を締結することができることとなる。</p> <p>■ なお、相対契約に関する透明性確保の在り方に関する御意見については、考え方 3 のとおり。</p>

<p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	
<p>■ 「特定卸役務」は指定電気通信役務であることから、保障契約約款の事前届出義務および公表義務が定められていますが、NTT 東西の IP 通信網サービス契約約款（ユーザ約款）が特定卸役務に関する保障契約約款を兼ねるものであるならば、事実上特定卸役務に関する保障契約約款が設定されていないことと同様になります。</p> <p>IP 通信網サービス契約約款には、特定卸役務（光コラボレーションモデル）の提供条件がすべての卸先事業者に対して同一であると明記されていることと、特定卸役務の販売を行おうとする電気通信事業者は原則として NTT 東西と「別段の合意」に基づき卸契約ができることとなっていることから、本来的には、各卸先事業者に対して同一の卸条件を特定卸役務の保障契約約款にすべきものと考えます。</p> <p>現在、「別段の合意」の内容はすべて NTT 東西と各卸先事業者の間で個別に結ばれる機密保持契約により、第三者への開示ができないこととなっています。</p> <p>料金を含めた提供条件が公表される場合のビジネス上のデメリットも考えられる一方、機密保持契約を前提とした現在の「光コラボレーションモデル」は、総務省への意見の申出、パブリックコメントへの応募、事業者団体における対応の検討や団体名義での意見の採択などを困難にし、透明性のある競争の阻害要因になるおそれがあります。</p> <p>特定卸役務が電気通信事業の競争環境に与える影響力を考えると、少なくとも当面は透明性を優先するべきであると考えます。</p> <p>(EditNet)</p>	
<p>意見 21 非公表の相対契約を認めた場合、特定卸役務の提供条件の公平性について競争事業者は確認できないため、NTT 東西と NDA を締結した事業者相互間で提供条件を確認できるようにすべき。また、届出内容については総務省が確認するのではなく、審議会委員が確認する仕組みとすべき。</p>	<p>考え方 21</p>
<p>■ <事後的に提供条件を変えても競争事業者が知ることができない問題></p> <p>NTT 東・西のサービス卸の提供条件について、非公表の相対取引が認められると、提供条</p>	<p>■ 考え方 3 のとおり。</p>

<p>件が不透明になり、NTT 東・西が NTT ドコモ等のグループ事業者を事後的に不当に有利に取り扱ったとしても競争事業者には分からず、公正競争が阻害されます。</p> <p>■ <相対契約で NTT グループが有利になる問題></p> <p>非公表の相対契約が認められると、仮に NTT 東・西から各卸先事業者と同じ提供条件が提示されるとしても、NTT グループ内で事前に戦略を共有して卸料金等の条件が決まるため、競争事業者は NTT グループの戦略に沿った条件が提示されることとなります。また、競争事業者は NTT グループの事業者と比べて事後的に条件が提示されることになるため「時期の同等性」も確保されず、真の公平性は担保されません。</p> <p>■ また、総務省において、NTT 東・西と NDA を締結した競争事業者から意見聴取を行うとともに、届出を受けた内容について、審議会に報告を行いその結果を公表する措置が講じられることも検討されています。しかしながら、NTT 東・西と NDA を締結した事業者は、NTT 東・西と他の事業者との間の契約を確認し、自社に提示された利用条件と比較することができなければ、各事業者は、NTT 東・西が公平な条件で特定卸役務を提供しているかを確認することができません。</p> <p>そのため、このような措置を講ずるのであれば、NTT 東・西と NDA を締結した事業者相互間で提供条件を確認できる仕組みにし、事業者から必ず意見聴取を行うべきと考えます。</p> <p>また、総務省が確認した結果を審議会に報告するのではなく、審議会に諮って審議会委員が届出内容を確認する仕組みにすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 22 特定卸役務の適正な提供にあたっては、総務省及び卸提供事業者による卸先事業者に対する監督体制を構築すべき。</p>	<p>考え方 22</p>
<p>■ NTT 東西による役務提供義務について、悪徳業者等への卸であっても「義務」ということで、回線の切断や解約が出来ないことがこれまでに何度かあった。</p> <p>例えば、昨年不正アクセスのために利用された中国系の企業がプロキシサーバを提供し</p>	<p>■ 特定卸役務の提供に関して公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の役務提供義務や特定の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱いの禁止等の規定</p>

<p>ていた事件においても回線を切断することが柔軟に対応できなかった。もちろん、役務利用者を容易に切断(解約)してしまうような状況になることはよくないが、不正アクセス等が行われている蓋然性が非常に高い状態で放置されることもまた問題だと考えられる。</p> <p>光回線卸が円滑に運用されるために、総務省による役務利用事業者の監督及び行政指導、また卸元事業者である NTT 東西による監督が適正に行われる体制が構築されることを要望する。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>の趣旨も踏まえつつ、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 23 卸提供事業者が、規制対象外の卸先事業者を介して、特定の事業者を優遇するおそれがあるため、再卸を禁止するようガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 23</p>
<p>■ 特定卸役務について、卸提供事業者が、特定の事業者を優遇するため、規制の受けない悪意の第三者（卸先事業者）を経由して特定の事業者へ卸提供する恐れが考えられます。よって再卸については禁止すべき旨をガイドラインに記載いただきたい。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p>	<p>■ 卸先事業者が、特定卸役務の提供を受けて当該役務をそのまま他の電気通信事業者に卸提供する、いわゆる再卸の提供形態については、卸提供事業者が行う行為に関して記載したガイドライン5（別表）（1）ではなく、卸先事業者が行う行為について記載したガイドライン5（別表）（2）又は（3）が適用されるものであり、競争阻害的な料金設定等を電気通信事業法上問題となり得る行為として例示している。</p> <p>■ なお、総務省としては、いわゆる再卸に関する行為についても、本ガイドライン及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成 24 年 4 月 27 日改定）等も踏まえ、電気通信事業法の各規律を適切に運用していく考えであり、卸提供事業者による子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの懸念等が生じた場合には、電気通信事業法、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。）等の規定</p>

	に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。
意見 24 新規事業者の障壁になるようなルールは合理的理由がない限り排除されるべきであり、卸先事業者の変更時に電話番号等が変わることは競争阻害要因と考える。	考え方 24
<p>■ 競争環境は、その時点の公平性だけでなく、時系列上の公平性も考慮すべきものと考えます。なぜなら、新規事業者に対して既存事業者が競争上優位に立つからです。故に新規事業者の障壁になるようなルールは合理的理由がない限り排除されるべきと存じます。今回のNTT東西におけるサービス卸においては卸先事業者の変更時に電話番号等が変わることが発表されております。このことは新規参入事情者の障壁となり、競争阻害要因となっていると考えます。</p> <p>■ 上記の点（卸先事業者の変更時に電話番号等が変わること）に関してですが、仮に競争の過熱による頻繁な卸先変更を懸念するならば、最低利用期間と同様に卸先変更の期間に条件をつえれば良いと存じます。利用者がサービスの再選択を自由に行える環境づくりは、長期的に見て最優先されるべきと存じます。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ ガイドライン(案)の内容とは直接関係ないものであり、御意見については今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、卸先事業者の変更時に電話番号等が変わることが新規参入事業者の障壁になる等の御意見に関しては、まずは卸提供事業者と卸先事業者間で協議されることが望ましく、利用者にとって不利益が生じ得る事項については十分な情報の提供が必要と考える。</p> <p>総務省としては、事業者間協議を促進し、注視するとともに利用者にとって不利益が生じ得る事項について必要に応じ周知を行うこと等により、電気通信の健全な発達及び利用者の利便が損なわれることにならないよう取り組んでまいりたい。</p>
意見 25 卸先事業者の廃業等の場合には、利用者が他の卸先事業者に円滑に移行できるよう、あらかじめ移行のためのスキームを構築すべき。	考え方 25
<p>■ 消費者保護の観点から卸先(役務利用)事業者の廃業等による卸先(役務利用)事業者が存続し得なくなった場合、円滑に利用者が他の卸先(役務利用)事業者が移行できるよう、先と同番移行の問題も含めて、その移行のためのスキームがあらかじめ構築されていることを要望する。その際、消費者保護の観点から一時的にNTT東西から提供される光回線の附帯サービス(例えばインターネット接続サービスなど)が永続的にNTT東西によって提供されることのないよう要望する。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>■ 卸先事業者が「サービス卸」の休廃止をしようとするときは、ガイドライン4(2)①及び4(3)①のとおり、電気通信事業法により、利用者に対してその旨を周知させる義務が課せられており、総務省としては、同法上問題となる行為が疑われる場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p> <p>■ 事業の休廃止があった場合の移行のためのスキームが</p>

	<p>構築されているべきとの御意見に関しては、現行法の適用関係の明確化を目的とするガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであるため、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、電話番号の移行に関する御意見については、考え方 24 のとおり。</p>
<p>意見 26 「問題となり得る行為」をより詳細に記載し、禁止行為規制等の規律を厳格に運用すべき。</p>	<p>考え方 26</p>
<p>■ 制度的措置が取られるまでのガイドラインとして「問題となり得る行為」の事例を後述のとおりより詳細に記載し、禁止行為規制等の規律を厳格に運用すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 本ガイドラインは、電気通信事業者等の業務の参考の用に供するために、特定卸役務に関して現時点で特に電気通信事業法上問題となることが想定される行為を整理・類型化して例示している。</p> <p>■ なお、電気通信事業法第 30 条に規定する禁止行為規制の運用については、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 27 非公表の相対契約で特定卸役務の提供を行うことは電気通信事業法及び NTT 法の観点から問題。</p>	<p>考え方 27</p>
<p>■ <NTT 法（活用業務）の公正競争確保措置が不十分な問題></p> <p>非公表の相対契約で NTT 東・西が NTT ドコモ等に「サービス卸」を提供する行為は、「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」（以下、「活用業務ガイドライン」と言う。）の要件を満たしているとは言えないため、電気通信事業法のみならず NTT 法の観点からも問題になり得ると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ ガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであり、御意見については今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、NTT 法に関する御意見については、NTT 東西から、NTT 法第 2 条第 5 項に基づき、平成 26 年 12 月 26 日に総務大臣への届出があったところであり、総務省が行った確認の内容については平成 27 年 1 月 30 日に公表したところである。</p>

<p>意見 28 特定卸役務の提供を通じて NTT 東西と NTT ドコモが連携することは、NTT ドコモ分離時の公正競争条件の趣旨に反する。</p>	<p>考え方 28</p>
<p>■ <NTT ドコモ分離時の公正競争条件に抵触する問題></p> <p>NTT 東・西の「サービス卸」を通じて NTT 東・西と NTT ドコモが連携し、一体的な事業運営を行うこと自体が、NTT ドコモ分離時に整備された公正競争条件（参考 2）の趣旨にも反すると考えます。</p> <p>（参考 2）NTT ドコモ分離時の公正競争条件（抜粋）</p> <p>(1) 新会社（注：NTT ドコモ）のネットワーク</p> <p>新会社は、可能な限り、NTT（注：再編成前の NTT）と別個の伝送路を構築するものとし、NTT の回線を利用する場合には、移動体系新事業者と同一の条件とする。</p> <p>(2) 取引条件等</p> <p>NTT と新会社との間において行われる取引については、取引を通じた NTT から新会社への補助が行われないようにする。</p> <p>また、NTT と新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びに NTT との間接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。</p> <p>(3) NTT との人的関係</p> <p>NTT から新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ ガイドライン(案)の内容とは直接関係ないものであり、御意見については今後の参考として承る。</p>

(2) 卸先事業者（支配的な電気通信事業者を除く。）に適用される主な規律

提出意見	総務省の考え方
<p>意見 29 ガイドラインの運用に当たっては、その対象となる卸先事業者全てに対して公平な運用を行うべき。</p>	<p>考え方 29</p>
<p>■ 本ガイドライン（案）の目的と位置付けにも示されているとおり、「公正な競争環境と利用者利便の確保」という趣旨を鑑みると、本ガイドライン運用にあたり、「4 特定卸役務に関して適用される規律」における「(2) 卸先事業者（支配的な電気通信事業者を除く。）に適用される主な規律」に関しては、一部の事業者に対してだけではなく本規律の対象として規定される卸先事業者全てに対して公平な運用を行っていただくことにより、健全な競争が図れるものと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 卸先事業者は、特定の卸先事業者に限らず、ガイドライン5（別表）（2）（卸先事業者が支配的な電気通信事業者の場合は、ガイドライン5（別表）（3））に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえた対応が求められると考える。</p> <p>■ これを踏まえ、卸先事業者の行為について公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>

(3) 卸先事業者（支配的な電気通信事業者に限る。）に適用される主な規律

提出意見	総務省の考え方
<p>意見 30 NTT ドコモが発表した新サービスの価格設定は、優位な立場を利用して公平な競争環境を阻害するものであり、改善するよう総務省が監督・指導すべき。</p>	<p>考え方 30</p>
<p>■ 今般、NTT ドコモより発表された新サービスの価格体型は、「プランA」及び「プランB」という形で提示されている。ISPはこのどちらかを選択するか、価格的に非常に不利なるアンバンドルメニューを選ぶしかない。これは圧倒的優位な立場にあるNTT ドコモによる価格統制に他ならず、電気通信事業法の30条等に触れる可能性があると思われる。国有財産である電波を利用している大手事業者が、自由競争の市場で多数有るISPの価格をあらかじめ決定し、実質的に規定することは我が国における自由競争を別の形で免許事業者が支配することであり、これまで安価に高品質なサービスを提供してきた国内事業者の公平な競争環境とその事業を阻害する大きな原因となることは明らかである。</p> <p>また、これに関して、NTT ドコモが各事業者とあらかじめ機密保持契約を結ばせることで、事業者間の情報共有を阻害し、圧倒的優位な事業者が小規模事業者を意のままに操るという意図の元に行われ、不当な圧力がかけられたものである。よってこのことについて改善がなされるよう、NTT ドコモに対して改善を要望し総務省にはその指導をお願いしたい。</p> <p>卸先事業者による競争阻害的な情報収集はもちろん、特に携帯電話事業者がインターネット接続をセット販売する場合、ISP等の不利となるような契約をその中に盛り込んだりすることが無いよう十分な監督を行っていただき、またその様な場合には業務改善の指示等の徹底をお願いしたい。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>■ 特定卸役務について卸先事業者（支配的な電気通信事業者に限る。）が行う行為については、ガイドライン5（別表）（3）などに掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 31 電話番号の管理やSIMカードの承認等をMNOが独占していることによりMVNOの価格やサービスの柔軟性に影響が生じており、競争阻害要因である。</p>	<p>考え方 31</p>
<p>■ 昨年あたりより急増しているMVNOについても携帯各社が携帯電話番号の割り付け作業を独占おりMVNO事業は自社にてこの業務を行うことができない。SIMカードの承認というボトルネックがNTT ドコモにある。MVNO事業者はその元締めであるNTT ドコモに対して卸しても</p>	<p>■ ガイドライン(案)の内容とは直接関係ないものであり、御意見については今後の参考として承る。</p>

らっているという立場上、弱い立場であることには違いなく、今回のこのNTT ドコモによる
セット販売へも影響がないとは言えないのではないかと考える。MVNO については電話番号の
割り付けだけでなく、MNO 網からインターネットへの接続に関しても、やはり NTT ドコモに
独占されていることから、価格の弾力性もサービス展開の柔軟性も生まれにくくなっており、
競争阻害要因になっている

(日本インターネットプロバイダー協会)

(4) 卸先契約代理業者に適用される主な規律

提出意見	総務省の考え方
<p>意見 32 NTT ドコモによる特定の ISP に対する不平等な取扱いの事例がすでに生じており、総務省は今後のサービス提供について厳重に監視し、不当な取り扱いがあった場合には行政指導すべき。</p>	<p>考え方 32</p>
<p>■ 過去、利用者が回線を ISDN から ADSL への移行する際、あるいは ADSL から光回線へ移行を行う際などに、「コンサルタント」と称する NTT 東西の回線工事予約を利用者と直接電話等で話す機会があった。その際、特定の ISP へ誘導を行うということが何年にもわたって繰り返され、度重なる要望にもかかわらずほとんど改善されることなく、特に中小 ISP は泣き寝入りをしてきた経緯がある。現状、NTT ドコモによる説明ではその様なことはないとのことだが、振り返ってみればその言葉を信用することは容易ではない。</p> <p>すでにドコモショップにおいては受付が始まっているが、ある地方 ISP によると、地元のドコモショップにて「地元 ISP は使えますか？」と尋ねたところ、「利用できません」の一言でアンバンドルメニューの説明もなかったと聞く。このような事例は既に数カ所で起こっており、NTT ドコモの発表しているような ISP の平等な取扱いはサービス開始前より既に行われておらず、今後サービスが展開されて行くに従ってさらにこのような不平等な扱いがなされることについては、総務省によって厳重に監視し、不当な取り扱いがあった場合には厳しく行政指導が行われることを強く要望する。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>■ 卸先契約代理業者との委託契約を通じて行う場合も含め、卸先事業者（支配的な電気通信事業者に限る。）による特定の電気通信事業者への不当な取扱いについては、特定卸役務に関して現時点で特に電気通信事業法上問題となることが想定される行為に当たると考えられるため、御意見を踏まえ、ガイドライン(案)に追記することとする。</p>
<p>意見 33 卸先契約代理業者による、利用者料金の負担やキャッシュバック等を禁止するようガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 33</p>
<p>■ 卸先契約代理業者が、卸先事業者の定めた消費者が支払うべき料金を一部または全部負担したり、消費者に対するキャッシュバック等の行為の禁止を、ガイドラインに記載いただきたいと考えております。</p> <p>(中海テレビ放送)</p>	<p>■ 答申で指摘されたように、多額の販売奨励金及びキャッシュバックについては、電気通信市場における公正競争を阻害する点や、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると考えます。販売奨励金そのものは商慣行として否定されるものではないが、総務省としては、</p>

	<p>電気通信市場の公正競争を確保するため、今後、状況を注視するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討してまいりたい。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------

5 電気通信事業法上問題となり得る行為

(別表) 電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 特定卸役務について卸提供事業者が行う行為

提出意見	総務省の考え方
<p>意見 34 再卸する卸先事業者に対しても、ガイドライン(案)5(別表)(1)と同様の行為が行われた場合、電気通信事業法上問題となり得ることをガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 34</p>
<p>■ 「5(別表)(1) 特定卸役務について卸提供事業者が行う行為」について、卸提供事業者が卸先事業者に対してサービス卸を直接提供することが前提となっていますが、特定の卸先事業者を介在させることで、電気通信事業法の適用を免れつつ、介在する事業者を通じて「5(別表)(1)」と同様の行為がなされる恐れがあります。</p> <p>例えば、「特定の事業者を優遇するため、まずは、卸提供事業者に対する規制の適用を受けない事業者に対して卸提供し、その卸先事業者が特定の事業者を優遇して再卸する」といった行為が想定されます。</p> <p>そのため、再卸する卸先事業者に対しても、「5(別表)(1)」と同様の行為が行われた場合、電気通信事業法上問題となり得ることを明記すべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 考え方 23 のとおり。</p>
<p>意見 35 卸提供事業者が自己の関係事業者の代理店のみを支援すること、再卸で卸提供事業者の関係事業者を優遇することや卸先事業者が NTT ドコモから卸提供を受けて排他的な業務を行うこと等も、ガイドライン(案)の問題となり得る行為に該当するものとして記載すべき。</p>	<p>考え方 35</p>
<p>■ 「移動通信事業者が卸先事業者になる際」との記述がありますが、NTT ドコモが直接卸先事業者にならず、NTT コミュニケーションズや NTT ぷらら等の移動通信事業者ではない NTT グループの事業者が卸先事業者となった上で、NTT ドコモの携帯電話と当該 NTT グループの卸先事業者が提供する FTTH サービスとをセットにして販売することが想定されます。このような行為についても NTT ドコモが卸先事業者となる場合と同様に公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられます。また、このような行為は NTT 法(活用業務ガイドラインを含む)や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。</p>	<p>■ ガイドラインの運用については、考え方 3 のとおり。</p> <p>■ 卸提供事業者が、自己の関係事業者のみを支援することについては、ガイドライン 5(別表)(1)に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処してい</p>

<p>そのため、NTT 東・西が、自己の関係事業者に特定卸役務を提供する際の料金等が他の事業者と同一でない場合は、上記の観点から特に明確かつ合理的な説明が求められることを明記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。</p> <p>また、NTT 東・西が、第三者（電気通信事業者以外の者を含む）を介して、NTT ドコモ等の自己の関係事業者を不当に有利に扱い、NTT グループ内で連携することも想定され、このような行為も、NTT ドコモが直接卸先事業者となる場合の問題が生じます。したがって、以下の事例についても、本ガイドラインに規定された問題となり得る行為に該当するものとして追記し、本規定を厳格に運用すべきです。</p> <p>（問題行為の事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者が再卸を行う際に NTT 東・西の関係事業者を優遇させること。 ・ NTT 東・西の関係事業者である NTT ドコモや NTT コミュニケーションズなどの販売代理店のみを支援すること。 ・ NTT 東・西と NTT ドコモがそれぞれ第三者（NTT コミュニケーションズなど）に卸役務を提供し、当該第三者が排他的なセット割引を提供するなど、排他的な業務を行うこと。 <p>(KDDI)</p>	<p>く考えである。</p> <p>■ また、卸先事業者が、特定卸役務の提供を受けて当該役務をそのまま他の事業者に卸提供する、いわゆる再卸の提供形態に関しては、考え方 23 のとおりであるが、併せて、電気通信事業法第 30 条に規定する禁止行為規制の適用対象である NTT ドコモから卸役務の提供を受けてサービスを提供する場合においても、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成 24 年 4 月 27 日改定）等も踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 36 NTT 東西が自己の関係事業者に対して特定卸役務を提供する際の料金等が他の事業者と異なる場合には、「特に明確かつ合理的な説明が必要」であることを明記するなど、ガイドラインを厳格に運用すべき。</p>	<p>考え方 36</p>
<p>■ NTT 東・西が、NTT グループの主要事業者であり移動通信市場における支配的事業者である NTT ドコモや NTT 東・西の特定関係事業者である NTT コミュニケーションズに特定卸役務を提供する際、表向きには他の事業者も適用条件を満たせば利用可能とした上で、利用数やニーズが他の事業者と異なることを理由として、実質的にこれら自己の関係事業者のみに適用される料金を恣意的に設定することが想定されます。特定卸役務の提供条件について事前の公表義務を課さなければ、他の事業者は当該料金等を事前に知ることができず、適用条件を満たす場合でも同時に利用を開始することは不可能になります。</p> <p>このように、NTT 東・西が、実際に自己の関係事業者以外の多くの事業者が利用できない、</p>	<p>■ 特定卸役務について卸提供事業者が行う行為については、ガイドライン 5（別表）（1）に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>

<p>あるいは利用できる場合においても同時に利用できない料金を設定する行為は、本規定における特定の卸先事業者のみを有利に取り扱う「合理的な理由」には該当しないと考えます。</p> <p>また、このような行為は、活用業務ガイドラインの要件を満たしているとは言えず、NTT法の観点からも問題があると考えられます。加えて、このような行為はNTTドコモ分離時に「地域電気通信業務と移動体通信業務とを分離することにより、これらの業務における公正有効競争を確保するための措置の一環として、当時のNTTとドコモとの取引を通じた実質的な補助を防止し、また、接続、事業者間精算、情報開示等の条件を他の移動体系新会社と同一のものとする事により、公正な競争を確保しようとする（注：NTTファイナンスによる統合請求開始時に当社が総務大臣に対して行った意見申出に対する回答中の記述）」ために整備された公正競争条件の趣旨にも反します。</p> <p>そのため、NTT東・西がNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等の自己の関係事業者に対して特定卸役務を提供する際の料金、技術条件、サービス仕様等が他の事業者と異なる場合には、上記の観点からも「特に明確かつ合理的な説明が必要」であることを明記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。</p> <p>なお、NTTドコモによる「ドコモ光」の準備状況をみると、NTT東・西は、「サービス卸」に関する情報を、NTTドコモに対して他の事業者より先行して提供していた懸念があります。さらに、未だにNTT東・西とNDAを締結できていない事業者やNDA締結後も卸条件の情報開示が十分されない事業者が存在するとの情報もあることから、NTT東・西が自己の関係事業者であるNTTドコモを不当に有利に取り扱っている疑いがあるため、総務省は、NTT東・西が、上記の問題行為を行っていないか早急に調査すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 37 ガイドライン（案）5（別表）（1）①において、営業支援策を通じた不当な優遇についても記載すべき。</p>	<p>考え方 37</p>
<p>■ 特定卸役務の提供に当たり、NTT東西殿から自己の関係事業者への営業支援策（販売奨励金等）を通じた優遇が行われた場合、仮に特定卸役務の料金自体が同額で提供された場合でも、実質的に他の卸先事業者との同等性は確保されないことから、本ガイドライン案に以下</p>	<p>■ ガイドライン5（別表）（1）①に記載のとおり、特定卸役務の料金等について、卸提供事業者がグループ会社を含む特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取</p>

<p>のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の提供に当たり 自己の関係事業者に対し、営業支援策（販売奨励金等）を通じた不当に優遇等を行うこと <p>(KDDI)</p>	<p>り扱う行為は、電気通信事業法上問題となり得る行為である。</p>
<p>意見 38 卸先事業者による販売・宣伝活動の支援等を名目として支払われる費用についても「販売促進費等」に該当することをガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 38</p>
<p>■ 「販売促進費等」が大口割引に該当する可能性について記載されていますが、実際には、獲得回線数に応じて支払われる販売促進費等のみならず、卸先事業者の販売・宣伝活動に関する費用や本来卸先事業者が負担すべきシステム連携にかかる開発費を NTT 東・西側で負担する等の方法により、NTT ドコモ等の自己の関係事業者を不当に有利に取り扱うことも想定されます。そのため、これらの名目で卸先事業者を支払われる費用についても、以下の修正案のとおり販売促進費と同様に大口割引に該当する可能性があることを明記すべきです。</p> <p>現行ガイドライン案：</p> <p>「販売促進費等は、(以下略)」</p> <p>修正案：</p> <p>「販売促進費を始め、卸先事業者による販売・宣伝活動の支援や業務連携の効率化等を名目として卸先事業者を支払われる費用は、(以下略)」</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 御指摘の「卸先事業者による販売・宣伝活動の支援や業務連携の効率化等を名目として卸先事業者を支払われる費用」が、ガイドライン5（別表）（1）①脚注11の「販売促進費等」に該当するか否かは個別の事案ごとに判断する考えである。</p>
<p>意見 39 大口割引は禁止するようガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 39</p>
<p>■ 特定卸役務の料金に関する大口割引において、「1 本ガイドライン策定の背景」に記載されている“料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保される”を踏まえると、大口・小口といった契約数での割引の考え方そのものが、ガイドラインの思想とは異なると考</p>	<p>■ 電気通信役務の料金は、機動的かつ柔軟な料金設定を可能にする等の観点から、累次に渡る電気通信事業法の改正により規制緩和され、現在では、原則として事前規制が廃</p>

<p>えられます。地方における小規模電気通信事業者の立場からすると、ガイドラインの中で契約数の大小による割引行為の禁止を記載いただきたいと考えております。</p> <p>(中海テレビ放送)</p>	<p>止されており、電気通信事業者の経営判断により設定されている。</p> <p>■ したがって、大口割引そのものは否定されるものではないが、ガイドライン5（別表）（1）①に記載のとおり、卸提供事業者が特定卸役務の料金等について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかかなような大口割引を行うことは、電気通信事業法第30条第3項に規定する特定事業者に対する不当な優先的取扱い等の禁止に関する規律との関係で問題となり得る行為である。</p>
<p>意見 40 卸先事業者への転用を前提とした営業行為についても、ガイドライン（案）に記載すべき。</p>	<p>考え方 40</p>
<p>■ 卸提供事業者自らが引き続き FTTH サービスを小売販売するならば、フレッツ光利用者の「転用」というしくみを利用し、転用を迂回する形態で、特定の卸先事業者に対してインセンティブを提供することが懸念されます。</p> <p>例えば、卸提供事業者が、サービス卸を活用して FTTH サービスを提供する卸先事業者への転用を条件に利用料金を割り引くことで、一旦フレッツ光に利用者を加入させ、その後、特定の卸先事業者へ転用させるといった行為が想定されます。</p> <p>このように、転用という顧客を事業者間で融通する手法を通じて、契約代理業者を交えつつ、NTT グループがなし崩し的に一体営業を強める可能性があります。</p> <p>また、このような場合、卸提供事業者と卸先事業者が利用者に付与するキャッシュバック等の特典は、個社別では過度ではなくとも、両社の特典を合算した場合には、過度な水準となり得ます。</p> <p>このような行為を防止するため、「5（別表）（1）特定卸役務について卸提供事業者が行う行為」に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸先事業者への転用を前提とした営業行為を追記すべきと考えます。 	<p>■ 卸提供事業者が特定卸役務と同様の役務を一般利用者に直接提供する際に行う行為は、ガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであるため、御意見については今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、一般論として、第一種指定電気通信設備を設置する事業者については、特定の電気通信事業者を不当に優先的に取り扱うこと等を禁ずる電気通信事業法第30条に規定する禁止行為規制が適用される。</p>

<p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見 41 脚注 12 にある「適正なコスト」の算定方法をはじめとする検証のあり方を具体化する際には、公の場で第三者を交えて、透明かつ丁寧に検討すべき。</p>	<p>考え方 41</p>
<p>■ 脚注 12「サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の『適正なコスト』とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。」とされていますが、今後のコストの適正性検証において、「適正なコスト」の算定方法をはじめとする検証のあり方を具体化する際には、公の場で第三者を交えて、透明かつ丁寧に検討いただくことを要望します。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 考え方 3 のとおり。</p>
<p>意見 42 特定卸役務の料金は利用者に対する料金から営業費を引いた料金よりも高い料金を設定することを事業法上問題となり得る行為とすべき。</p>	<p>考え方 42</p>
<p>■ 本ガイドライン案においては、特定卸役務の料金について、『競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを下回る料金を設定すること』を事業法上問題となり得る行為としています。</p> <p>しかしながら、一方で、卸料金を高額に設定した場合も、実質 NTT グループ会社しか採算が合わなくなり、特定卸役務を利用する NTT グループ以外の『競争事業者を排除又は弱体化させる』ことになりかねません。これは、卸先事業者が NTT グループ会社であれば、その卸料金支払コストは、NTT 東西殿の収入となるため、グループ内ではコスト増にはならず、グループ全体の収支に影響しないためです。</p> <p>この点、本ガイドライン案においては、『利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること』のみを問題視していますが、少なくとも NTT 東西殿が特定卸役務の提供において負担する必要のなくなる営業費（請求・収納・販売費用等）を利用者料金から差し引いた額以下でなければ、NTT グループ会社とその他の事業者との競争は不可能であることから、本ガイドライン案を以下のとおり修正・追記すべきと考えます。</p> <p>【修正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定卸役務の料金について、利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること。 	<p>■ ガイドライン 5（別表）（1）①に記載のとおり、特定卸役務の料金等について、卸提供事業者がグループ会社を含む特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う行為は、電気通信事業法上問題となり得る行為である。</p>

<p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の料金について、利用者に対する料金から卸役務提供において負担する必要のない営業費等を差し引いた料金よりも高い料金を設定すること。 <p>【追記】</p> <p>(該当条項) 第 29 条第 1 項第 5 号</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	
<p>意見 43 脚注 13 の料金は、実際に契約書等に記載された料金とかけ離れていることが恒常化していることから、割引等を考慮した実質的な料金とすべき。</p>	<p>考え方 43</p>
<p>■ 本項目においては、利用者に対する料金について、『必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある』と定義しています。当該記載のとおり、利用者に対する料金は、実際に契約約款、契約書等に記載された料金と大きくかけ離れており、これが恒常化しているのが実態です。したがって、『割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある』と例外的な記載とするのではなく、実質的な料金で本規制を運用するため、本ガイドライン案を以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正前】</p> <p>13 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。</p> <p>【修正後】</p> <p>13 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、原則として割引等を考慮した実質的な料金を指す。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>■ ガイドライン 5 (別表) (1) 脚注 13 の「料金」が割引等を考慮した実質的な料金を指すものとなるか否かは個別の事案ごとに判断されるものであるが、一般論としては、割引を考慮した実質的な料金を指すものと理解することが適当なケースが多いと考える。</p>
<p>■ 脚注 13 において、【ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金指す場合がある。】と記載されていますが、この表現ではガイドラインの趣旨に反して抜け道が出来る可能性がある</p>	

<p>と考えられますので、【割引等を考慮した実質的な料金も含む。】と変更をお願い致します。</p> <p>(ZTV)</p>	
<p>意見 44 卸料金のみならず工事費や手数料についても、高額な料金が設定される場合があることから、ガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 44</p>
<p>■ 卸料金のみならず、工事費や手数料についても、高額に設定された場合、上記と同様の問題が発生することから、併せて本ガイドライン案に以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の工事費、手数料等について、実際のコストに比して著しく高額な料金を設定すること。 <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>■ 御意見を踏まえ、ガイドライン（案）を修正することとする。</p>
<p>意見 45 接続料におけるスタックテスト同等の検証ができるような制度を構築すべき。また、接続料原価に特定卸役務に係る費用を算入することがないよう、会計の分離を厳格化すべき。</p>	<p>考え方 45</p>
<p>■ 料金等の適正性については、接続料におけるスタックテスト同様に、特定卸役務の料金等と利用者料金との関係についての検証を実施し、第三者が確認できるようにすることが必要と考えます。ガイドラインを整備する等、スタックテスト同等の検証ができるような制度を構築すべきと考えます。</p> <p>また、特定卸役務の費用は当然当該卸役務により回収されるべきものであり、設備改修等の名目で接続料原価に特定卸役務に係る費用を算入することがないよう、会計の分離を厳格化すべきと考えます。仮に特定卸役務の費用が接続料原価に算入され接続料が上昇する場合、接続により FTTH に係る役務を実施している事業者の収益を圧迫することになり、結果として料金値上げ等利用者への悪影響も懸念されます。したがって、特定卸役務に関する会計の分離についても担保する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>■ 考え方 3 のとおり。</p>
<p>意見 46 販売促進費等が割引に該当するものとして取り扱われることをガイドラインに記載す</p>	<p>考え方 46</p>

べき。	
<p>■ 脚注 11 において、【卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。】と記載されていますが、この表現ではガイドラインの趣旨に反して抜け道が出来る可能性があると考えられますので【特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われるので留意が必要である。】と変更をお願い致します。</p> <p>(ZTV)</p>	<p>■ 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等が特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われるか否かは個別の事案ごとに判断されるものであるが、一般論としては、割引に該当するものとして取り扱うことが適当なケースが多いと考える。</p>
<p>意見 47 実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為が、電気通信事業法上問題となることをガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 47</p>
<p>■ 脚注 11 において、【すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。】と記載されていますが、この表現ではガイドラインの趣旨に反して済し崩し的に実行されてしまう可能性があると考えられますので、【電気通信事業法上問題となる。】と変更をお願い致します。</p> <p>(ZTV)</p>	<p>■ ガイドライン（案）5（別表）（1）は、特定卸役務について卸提供事業者が行う行為のうち、電気通信事業法上問題となり得る行為を例示したものであり、脚注 11 においても、これと同様に「電気通信事業法上問題となることがある。」と記載したものである。</p>
<p>意見 48 特定卸役務による電話番号の転用が一度しか認められないのは明らかに競争阻害的な行為に該当する。</p>	<p>考え方 48</p>
<p>■ 今回のガイドライン（案）には記載されていませんが、NTT東西殿からの転用について、同一番号を引き継げる制度（MNP）が 1 回のみ制限されると発表されています。これまで固定通信市場では同一番号の引継ぎ（MNP）は何度でも認められており、NTT卸のみが 1 回の転用しか認められないということは明らかに、「競争阻害的な行為」に該当すると考えますのでご検討をお願い致します。</p> <p>(ZTV)</p>	<p>■ 考え方 24 のとおり。</p>

<p>意見 49 各種キャンペーン、キャッシュバック、ポイント付与が、ガイドライン（案）5（別表）（1）①脚注 13 の「割引等」に含まれることを記載すべき。</p>	<p>考え方 49</p>
<p>■ 割引等の「等」には、各種キャンペーン、キャッシュバック、ポイント付与も含まれることを明記すべきです。</p> <p>現行ガイドライン案： 「割引等（以下略）」</p> <p>修正案： 「割引料金や各種キャンペーン、キャッシュバック、ポイント付与等（以下略）」</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 御指摘の「各種キャンペーン、キャッシュバック、ポイント付与」が、ガイドライン5（別表）（1）①脚注 13 の「割引等」に該当するか否かは個別の事案ごとに判断されるものである。</p>
<p>意見 50 NTT 東西が実施することとなっている特定卸役務の開通業務や故障修理について、卸先事業者が自ら実施できるよう措置すべき。</p>	<p>考え方 50</p>
<p>■ 特定卸役務では、光サービスの「開通業務」あるいは「故障修理」をNTT東西が実施することとされています。ケーブルテレビ事業者が考えるコラボレーションモデルでは、地域の特性や利用者の ICT リテラシーに合わせた木目細やかなサービス提供を可能としたいと考えているため、卸先事業者が自ら該当業務を実施する選択肢を担保できるよう、必要な措置と情報の開示をお願いしたいと存じます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 特定卸役務の開通業務や故障修理を卸先事業者が実施することの是非や条件については、まずは卸提供事業者と卸先事業者との間で協議されるべきものとする。</p>
<p>意見 51 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、NTT 東西自身がフレッツ光サービス等を提供する場合との同等性も確保されるべき。</p>	<p>考え方 51</p>
<p>■ サービスの提供開始時期も、利用者の選好要因の一つであり、本ガイドライン案のとおり、特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、同等性を確保することが必要と考えます。この際、自己の関係事業者のみならず、NTT 東西自身でフレッツ光サービス等を提供する場合との同等性も当然確保されるべきものであることから、本ガイドライン案を以下の</p>	<p>■ 「NTT 東西自身でフレッツ光サービス等を提供する場合」については、NTT 東西が直接利用者に提供するものであって、特定卸役務の提供ではないため、ガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであり、御意見につい</p>

<p>とおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。 <p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、<u>自己又は</u>自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。 <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>ては今後の参考として承る。</p>
<p>意見 52 NTT 東西が自己の関係事業者に対して特定卸役務を提供する際の適用手続・期間、技術的基準、サービス仕様等が他の事業者と異なる場合には、「特に明確かつ合理的な説明が必要」であることをガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 52</p>
<p>■ NTT 東・西が、NTT グループの主要事業者であり移動通信市場における支配的事業者である NTT ドコモや NTT 東・西の特定関係事業者である NTT コミュニケーションズに特定卸役務を提供する際、表向きには他の事業者も申込タイミングが同じであれば同等に扱うと言いながら、自己の関係事業者を先行して取り扱うことが想定されます。仮に特定卸役務の提供に係る標準処理期間について事前の公表義務を課さなければ、他の事業者は NTT 東・西の自己の関係事業者と同じ期間で提供されているか知ることができないため、NTT 東・西は、自己の関係事業者のみを優先的に扱うことも可能となります。</p> <p>このような行為は、本規定における特定の卸先事業者のみを有利に取り扱う「合理的な理由」には該当しないと考えられ、NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。</p> <p>そのため、NTT 東・西が NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等の自己の関係事業者に対して特定卸役務を提供する際の手続方法や手続期間が他の事業者と異なる場合には、上記の観点からも「特に明確かつ合理的な説明が必要」であることを明記するなどし、本規定を</p>	<p>■ 特定卸役務は、事業者の自主性を最大限尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から当事者間の合意があれば相対契約が認められているという現行制度を前提として、提供されるものである。</p> <p>■ したがって、適用手続・期間、技術的条件、仕様等については、卸先事業者のサービス計画の内容、条件等に応じて様々な差異が生じ得ることが想定されるが、ガイドライン 5（別表）（1）に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>

厳格に運用すべきです。

- NTT 東・西が、NTT グループの主要事業者であり移動通信市場における支配的事業者である NTT ドコモや NTT 東・西の特定関係事業者である NTT コミュニケーションズに特定卸役務を提供する際、表向きには他の事業者も同一の条件を満たせば同じ技術的条件で利用可能とした上で、利用数やニーズが他の事業者と異なることを理由として、実質的にこれら自己の関係事業者のニーズに合わせた技術的条件を恣意的に設定することが想定されます。特定卸役務の技術的条件について事前の公表義務を課さなければ、他の事業者は事前を知ることができず、同時に利用を開始することは不可能になります。

このように、NTT 東・西が、実際に自己の関係事業者以外の多くの事業者が利用できない、あるいは利用できる場合においても同時に利用できない技術的条件を設定する行為は、本規定における特定の卸先事業者のみを有利に取り扱う「合理的な理由」には該当しないと考えられ、NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。

そのため、NTT 東・西が NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等の自己の関係事業者に対して特定卸役務を提供する際、技術的条件が他の事業者と異なる場合には、上記の観点からも「特に明確かつ合理的な説明が必要」であることを明記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。

- NTT 東・西が、NTT グループの主要事業者であり移動通信市場における支配的事業者である NTT ドコモや NTT 東・西の特定関係事業者である NTT コミュニケーションズに特定卸役務を提供する際、表向きには他の事業者も同一の条件を満たせば同じサービス仕様で利用可能とした上で、利用数やニーズが他の事業者と異なることを理由として、実質的にこれら自己の関係事業者のニーズに合わせたサービス仕様を恣意的に設定することが想定されます。特定卸役務のサービス仕様について事前の公表義務を課さなければ、他の事業者は事前を知ることができず、同時に利用を開始することは不可能になります。

このように、NTT 東・西が、実際に自己の関係事業者以外の多くの事業者が利用できない、あるいは利用できる場合においても同時に利用できないサービス仕様を設定する行為は、本

<p>規定における特定の卸先事業者のみを有利に取り扱う「合理的な理由」には該当しないと考えられ、このような行為は NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。</p> <p>そのため、NTT 東・西が NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等の自己の関係事業者に対して特定卸役務を提供する際、サービス仕様が他の事業者と異なる場合には、上記の観点からも「特に明確かつ合理的な説明が必要」であることを明記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 53 特定卸役務の提供に当たって、事業者から申出がないことや申出時期が遅いことを理由に卸提供事業者からの情報提供の内容や時期等が他の事業者と異なる場合には、「特に明確かつ合理的な説明が必要」であることをガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 53</p>
<p>■ NTT 東・西が、NTT グループの主要事業者であり移動通信市場における支配的事業者である NTT ドコモや NTT 東・西の特定関係事業者である NTT コミュニケーションズに特定卸役務を提供する際、表向きには他の事業者も同一の情報を同等の質で同時期に提供するとして、他の事業者からは申出がないこと、あるいは申出時期が遅いことを理由に自己の関係事業者のみに先に詳しい情報を提供することが想定されます。特定卸役務の条件について事前の公表義務を課さなければ、他の事業者は事前に知る事ができず、同時に利用の検討等を行うことが不可能になります。</p> <p>他の事業者からは申出がないこと、あるいは申出時期が遅いことを理由に、情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について差を設けることは、「合理的な理由」には該当しないと考えられ、NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。</p> <p>そのため、NTT 東・西が NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等の自己の関係事業者に対して特定卸役務を提供する際、情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等が他の事業者と異なる場合には、上記の観点からも「特に明確かつ合理的な説明が必要」であることを明記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。</p>	<p>■ 考え方 3 及び考え方 52 のとおり。</p>

(KDDI)	
意見 54 技術的条件、サービス仕様、情報提供、受託業務等に係る不当な差別的取扱いに関するガイドライン（案）の記載に賛成。	考え方 54
<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後、特定卸役務については、様々な形態で提供される可能性もありますが、その際に特定の事業者を優遇する仕様・条件等とされた場合、イノベーションを阻害することになるため、本ガイドライン案のとおり、技術的条件について、同等性を確保することが必要と考えます。 ■ 特定卸役務の提供に当たり、卸先事業者によって提供されるサービス仕様（サービスそのもののみならず、提供に係る手続等も含む）に差が生じる場合、卸先事業者が利用者へ提供するサービス品質の差に直結するため、不当な扱いを受けた卸先事業者は競争力が低下し、公正な競争が阻害されることとなります。したがって、本ガイドライン案のとおり、サービス仕様に係る不当な差別的取扱いが禁止されることは必要と考えます。 ■ 特定卸役務及び当該役務に関連するサービスの開始や各種条件変更について、自己の関係事業者に比べその他の事業者への連絡等が遅れた場合、準備期間等を考慮すると、実質的にサービス開始時期に差異が生じる等、競争上問題となる状況が想定されます。また、特にこうした情報提供の優遇は卸提供事業者の親会社からそのグループ会社に行われる可能性がその組織構造上高いものと想定されることから、本ガイドライン案のとおり、「自己」を通じて提供される情報のみならず「自己の関係者」を通じて提供される情報を含め、不当な差別的取扱いが禁止されることが必要と考えます。 ■ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関しても、合理的な理由なく、特 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドライン（案）に賛成の御意見として承る。

<p>定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いが行われた場合、不利な扱いを受けた卸先事業者は競争力が低下し、公正な競争が阻害されることとなります。したがって、本ガイドライン案のとおり、業務の受託に係る不当な差別的取扱いは禁止されることは必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	
<p>意見 55 特定卸役務の提供に係るシステム開発が新規参入の障壁とならないよう留意すべき。</p>	<p>考え方 55</p>
<p>■ 現状では、「まずサービス開始ありき」になっているため、顧客データの情報をファイルベースで行うことになっており、約1年を目処に NTT 東西のシステムに繋ぎ込むこととなっている。当然、その詳細な仕様については、未だ公開されていない。今回の卸提供に関しては中小の事業者も数多く参加することが見込まれるため、この繋ぎ込みのソフトウェア開発については最小限ですみ、多くの事業者が容易に接続でき、この部分が新規参入の障壁になることが無いよう十分に留意していただきたい。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>■ システム上新規参入の障壁などになるような懸念が生じた場合に関する御意見については、ガイドライン5（別表）（1）③に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 56 特定卸役務の提供条件が自社グループの卸先事業者のみに有利となっていないか、提供開始にあたって問題がなかったか等を調査等すべき。</p>	<p>考え方 56</p>
<p>■ 卸提供事業者が各事業者に対して、表面上は、公平な条件で特定卸役務を提供していたとしても、その提供条件が予め入手していた自社グループの営業戦略等の情報にもとづいて設定されていたとするならば、自社グループのみを優遇することにほかならず、他事業者の競争力を相対的に低下させ、公正競争が損なわれることとなります。</p> <p>そのため、特定卸役務の提供条件そのものが自社グループの卸先事業者のみに有利となっていないか、定期的に調査すべきと考えます。</p> <p>また、昨年のサービス卸の公表、本年2月の同サービス提供開始について、このような問題がなかったか、遡って実態調査をすべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 考え方3のとおり。</p>

<p>■ 平成 26 年 5 月 13 日に日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 持株殿」といいます。)が「光コラボレーションモデル」を発表され、NTT 東西殿からは公式に料金その他の提供条件の発表がなされる前の 6 月 19 日に、NTT ドコモ殿が「サービス卸」の提供を受けてモバイルサービスと組み合わせ提供したいとの意向を示しました。</p> <p>提供条件の開示なしにビジネスモデルを検討することは困難であることから、このタイミングでの利用表明は事前に提供条件の開示を受けていたものと推測されます。したがって、本件に関し事業法上問題となり得る行為に該当する事実があったのか、十分に検証されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	
<p>意見 57 過去、中小事業者に対して不当とも思われる行為が行われて問題になった経緯があることから、十分な監督と指導が必要。</p>	<p>考え方 57</p>
<p>■ 以前約款改正時に、過去において特に問題のなかった相互接続事業者に対してまでも、合理的理由なくそれまで取らなかった債権保全のための預託金を要求したり、大幅に増額を要求するような事態が発生し、中小事業者への不当とも思われる行為が行われて問題になった経緯がある。今回のこの件についてもこのようなことが発生することのないよう、十分な監督と指導を総務省にはお願いしたい。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>■ 考え方 3 のとおり。</p>
<p>意見 58 卸提供事業者が、卸先事業者の事業計画等を聴取する場合には、必要性及び利用目的を明示するようガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 58</p>
<p>■ 卸提供事業者が、特定卸役務の提供において必要のない卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービス等)の内容を聴取した場合、卸提供事業者又はその関係事業者は、当該情報を踏まえ、卸先事業者に比して有利な事業展開をすることも可能になります。したがって、本ガイドライン案のとおり、競争阻害的な情報収集を禁止することは必要と考えます。</p> <p>一方で、卸提供事業者による情報収集段階においては、卸先事業者において提供する情報</p>	<p>■ 卸提供事業者が卸先事業者の事業計画等の内容を合理的な理由なく聴取したか否かは、個別の事案ごとに判断されるものであるが、一般論としては、その必要性や利用目的も考慮して判断することとなる考える。</p> <p>■ なお、卸提供事業者は、卸先事業者の事業計画等の内容</p>

<p>が競争阻害的な情報は判断することはできません。したがって、特定卸役務の提供に当たり、卸提供事業者が卸先事業者から必要性や使用用途が不明確な情報を取得することのないよう、本ガイドライン案を以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等（利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど）の内容を合理的な理由なく聴取すること <p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等（利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど）の内容を、<u>必要性及び利用目的を明示することなく並びに合理的な理由なく</u>聴取すること <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル）</p>	<p>を聴取する際に、当該卸先事業者から求めがあった場合は、その必要性や利用目的などを説明することが必要と考える。</p>
<p>意見 59 NTT 東西が、特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を目的外に利用する「合理的な理由」は存在しないため、ガイドライン（案）の当該記載は削除すべき。</p>	<p>考え方 59</p>
<p>■ NTT 東・西が、特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を目的外に利用する「合理的な理由」が存在するとは考えられません。したがって、「合理的な理由なく」は削除すべきです。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>■ ガイドライン（案）5（別表）（1）⑥の記載の根拠となる電気通信事業法の各規定は、いずれも「不当」な行為に着目したものであるため、その適用関係を示したガイドライン（案）では「合理的な理由なく」と記載したものである。</p>
<p>意見 60 卸提供事業者の特定卸役務の提供部署と小売部署との情報共有によって公正競争が阻害される懸念があることから、当該部門間の情報共有は禁止するようガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 60</p>

■ 卸提供事業者の同一部門（利用部門）内に、FTTH サービスの小売販売と卸販売を担当する部署が並存することから、双方の担当部署の連携による競争阻害が懸念されます。

例えば、サービス卸の提供情報や卸先事業者から得た情報等にもとづき、小売担当部署がそれと競合しない顧客領域にターゲットを絞り、集中的かつ効率的に営業攻勢をかけること等が考えられ、仮に現実のものとなれば、公正競争が損なわれることとなり、卸提供事業者が有する市場支配力の行使を容認することにほかなりません。

そのため、卸提供事業者内における小売担当部署と卸担当部署との連携や情報共有は公正競争に及ぼす影響が大きく、電気通信事業法上問題となり得る行為であることから、これを「5（別表）（1）」に明記すべきと考えます。具体的には「5（別表）（1）⑥」を次のとおり修文すべきと考えます。

【修正文案】（下線部は追記、取消線は削除）

⑥情報の目的外利用

・卸提供事業者のみしか知りえない特定卸役務に関する情報および当該役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、社内の他部門又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

なお、卸提供事業者の小売担当部署と卸担当部署の無秩序な連携は、競争阻害要因となることから、両部署の間にファイヤーウォールを設けるなどの措置を講じることが急務と考えます。

（ケイ・オプティコム）

■ これまで第一種指定電気通信設備の利用は、NTT 東西殿の「設備部門」の設備との接続を中心とした規制体系であったため、NTT 東西殿において、「設備部門」が「設備部門以外の部門」と接続事業者等の他社との同等性が確保されるよう、機能分離等により、両部門間に一定のファイアウォールが設けられてきました。しかしながら、特定卸役務においては、NTT 東西殿の「設備部門以外の部門」が、「設備部門」から回線を調達し、卸先事業者に提供する

■ 御意見の趣旨を踏まえ、記載の趣旨を明確化するため、ガイドライン（案）を修正することとする。

ことになることから、「設備部門以外の部門」が「設備部門」や卸先事業者の情報を合理的な理由なく利用することについても、明確に禁止されるべきであり、本ガイドライン案を以下のとおり修正すべきと考えます。

【修正前】

・ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、社内の他部門又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

【修正後】

・ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、社内の自部門、他部門又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

なお、卸提供事業者で特定役務に関わっていた従業員が自己の関係事業者である卸先事業者に異動等する場合においても、実質的に他の卸先事業者の情報が提供されるおそれがあるため、基本的には制限されるべきものと考えます。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)

- 卸提供事業者の同一部門（利用部門）内に、FTTH サービスの小売販売と卸販売を担当する部署が並存した場合には、本ガイドラインの問題行為とならず、双方の連携により卸提供事業者と卸先事業者の競争を阻害する恐れがあります。よって同一部門であっても両部署間にファイヤーウォールを設けるように記載内容の適正化を図っていただきたい。

(東北インテリジェント通信)

- 今回のサービス卸は、NTT 東・西の設備部門ではなく、利用部門においてサービスを作り、それを卸先事業者に販売するスキームになると理解しています。これは、フレッツ光を販売している NTT 東・西の利用部門が卸先事業者の情報を知り得ることを意味しており、利用部

<p>門が当該情報を目的外に利用するおそれがあります。したがって、利用部門の中にサービス卸を扱う部門とその他の部門を明確に分けて、両者間のファイアウォールを設定する必要があることをガイドラインに明記すべきです。</p> <p>その上で、情報の目的外利用など不当な取扱いが行われないよう、厳格に監視する仕組みを講ずる必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 61 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉に関する記載に賛成。また、特定卸役務の保障契約約款がユーザー向け約款と同一にされている状況を踏まえ、当該記載を厳格に運用すべき。</p>	<p>考え方 61</p>
<p>■ 本規定に賛同します。第一種指定電気通信設備を用いて提供される NTT 東・西の特定卸役務については、全国で他に代替的なサービスが存在しないため、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを NTT 東・西が制限する等、卸先事業者に対して不当な契約条件を提示した場合でも拒否できない可能性が高いと考えられます。</p> <p>また、NTT 東・西は保障契約約款をユーザー向け約款と同一として同制度を形骸化させており、卸先事業者は相対での契約を余儀なくされる状況にあります。この点を踏まえ、総務省は本規定を厳格に運用すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 特定卸役務について卸提供事業者が行う行為については、ガイドライン5（別表）（1）⑧等に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 62 NTT 東西が公表した特定卸役務の提供条件における制限事項は、他事業者に対する不当な規律・干渉と考えられ、禁止すべき。</p>	<p>考え方 62</p>

<p>■ 特定卸役務の提供に当たり、「卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限する」等の行為が行われた場合、今後接続を利用してサービスを提供する事業者の参入が困難になり、多様なサービスの展開が阻害されることとなります。したがって、本ガイドライン案において、卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉として、こうした行為を明確に禁止することが必要と考えます。</p> <p>なお、NTT 東西殿においては、平成 26 年 10 月 16 日に公表した「光コラボレーションモデル」の提供条件等について」として、サービス卸の提供条件を一部公表していますが、このなかで、制限事項として、「サービス提供プレイヤー様が、卸サービスの顧客情報を用いるなどして、意図的に卸サービスから相互接続または当社以外の設備を用いて提供される競合サービスへの移行を継続・反復的に行っている場合は、卸サービスの契約を解除し、違約金を適用させていただきます。」との記載がなされています。例えば卸先事業者が NTT 東西殿の営業支援を受け利用者を獲得したにも関わらず、即時解約し、相互接続等を用いて提供されるサービスへ利用者を移転させることにより、NTT 東西殿の営業支援費を流用するような明らかに不当な行為は制限されるべきと考えますが、一方で通常の商慣習に照らしても、また競争促進の観点からも、自社の卸サービス利用者に対し、別のサービスをご案内することまでが制限されるべきものではありません。したがって、NTT 東西殿の当該条件は、本ガイドライン案に記載される「利用者を移転させることを不当に制限する」行為を含みうる内容であり、NTT 東西殿は自ら当該条件を取り下げ、又は変更しない場合、総務省殿による業務改善命令等の対応が必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>■ 考え方 61 のとおり。</p>
<p>意見 63 NTT 東西の関係事業者が提供するサービスから他の卸先事業者の提供するサービスに移転する場合に、囲い込みを行うような条件設定を行うことは、禁止するようガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 63</p>

<p>■ また、NTT 東西殿の関係事業者が提供する卸サービスから他の卸先事業者の提供する卸サービスに移転する場合に、囲い込みを行うような条件設定が行われると、卸先事業者間の競争が阻害されることから、本ガイドライン案に以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【追記】</p> <p><u>・特定卸役務の提供に当たって、自己の関係事業者が特定卸役務を利用して提供する役務から他の卸先事業者が特定卸役務を利用して提供する役務に移転する場合等、他の卸先事業者に対して、利用者を移転させることを合理的理由なく制限すること。</u></p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>■ 特定卸役務における卸先事業者間の競争を阻害するような条件設定に関する御意見については、卸提供事業者が卸先事業者のサービスの利用者の移転等を直接的に制限することはできないと考える。</p> <p>■ なお、間接的な制限については、ガイドライン5（別表）（1）①に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 64 「料金請求・回収代行業務等」の「等」には、受付、開通業務も含まれることをガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 64</p>
<p>■ 本規定に賛同します。なお、料金請求・回収代行業務「等」の「等」には、受付、開通業務も含まれることを明確にすべきです。</p> <p>現行ガイドライン案： 「料金請求・回収代行業務等（以下略）」</p> <p>修正案： 「料金請求・回収代行業務や受付、開通業務等（以下略）」</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ ガイドライン（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、卸提供事業者の業務の受託については、NTT 東西が特定卸役務に関して受託する業務であれば全て対象となり得るが、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断する考えである。</p>
<p>意見 65 受託業務の条件に事前の公表義務を課すべき。</p>	<p>考え方 65</p>
<p>■ 特定卸役務に関する受託業務の条件について事前の公表義務を課さなければ、他の事業者は当該条件を事前に知ることができず、同時に利用を開始することは不可能になります。他の事業者からは業務の委託の申出がないこと、あるいは申出時期が遅いことを理由に、特定の卸先事業者からの受託業務のみを有利に取り扱うことは、「合理的な理由」には該当しな</p>	<p>■ 特定卸役務に関する受託業務の条件については、事業者間同士の交渉過程で当該条件が検討されるものであり、不当に不利な取り扱い等の懸念が生じた場合には、ガイドライン5（別表）（1）⑨に掲げた行為が電気通信事業法上</p>

<p>いと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>問題となり得る行為であることを踏まえ、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 66 NTT 東西が「フレッツ光」の販売要員等を自己の関係事業者に移管すること等は禁止行為規制の潜脱行為であり、公正競争上問題であるため、ガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 66</p>
<p>■ NTT 東・西が、「サービス卸」の開始に際して「フレッツ光」の販売・受付等の要員を NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等の自己の関係事業者に移管することや、NTT 東・西の県域等子会社が NTT グループの主要事業者で禁止行為事業者の NTT ドコモの代理店となり、NTT ドコモの携帯電話と「ドコモ光」を販売するが想定されます。このような行為は、当該事業者と一体となった排他的な業務を行うことに他ならず、NTT 東・西に課されている禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号）を潜脱する行為であり、NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。</p> <p>そのため、これらの行為についても、上記の観点から本ガイドラインに規定された問題となり得る行為に該当することを追記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ NTT ドコモに対する特定卸役務の提供に関する御意見については、ガイドライン 5（別表）（1）①に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 67 NTT 東西の「フレッツ光」サービス問合せ窓口等に利用者から問合せがあった際に、自己の関係事業者のサービスを優先的に案内することは問題。</p>	<p>考え方 67</p>
<p>■ NTT 東・西は将来的に「フレッツ光」の販売を終了する旨を公言しており、現状のフレッツ光ユーザーを NTT ドコモの「ドコモ光」等、自己の関係事業者が提供する卸先事業者の FTTH サービスへと移行させることを NTT グループとして志向している可能性が高いと考えられます。そのため、現行の「フレッツ光」の問い合わせ窓口や電話サービスに関する問い合わせ窓口（116 など）に入電があった際に、NTT ドコモの「ドコモ光」等、自己の関係事業者が提供する卸先事業者の FTTH サービスを優先的に案内するおそれがあります。このような行為は、NTT 東・西に課されている禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号）を潜脱する行為であり、NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。</p>	<p>■ 卸提供事業者が、特定卸役務に関する問合せに対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することについては、特定卸役務に関して現時点で特に電気通信事業法上問題となり得る行為であると考えられるため、御意見を踏まえ、ガイドライン（案）に追記することとする。</p>

そのため、このような行為についても、上記の観点から本ガイドラインに規定された問題となり得る行為に該当することを追記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。

(KDDI)

(2) 特定卸役務について卸先事業者（支配的な電気通信事業者を除く。）が行う行為

提出意見	総務省の考え方
<p>意見 68 「特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること」の具体的な該当行為を明示すべき。</p>	<p>考え方 68</p>
<p>■ 【特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。】と記述されていますが、具体的にどのように判断をされるのでしょうか。</p> <p>(ZTV)</p>	<p>■ ガイドライン5（別表）（2）①における「特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること」の指す内容は、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断する考えである。</p>
<p>■ 卸先事業者が、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者（以下、「競争事業者」といいます。）を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金設定を禁じること、MNOによるセット割引においてそれぞれの役務の料金について合理的な説明を求めること、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックを禁じること、についてガイドラインに明記することについて賛成です。</p> <p>ただ、どのような状況において競争事業者の設備の保持が経営上困難とみなすのか予見的に対処するために、具体的内容をガイドラインで提示する、あるいは議論される場を設定する等の仕組みを導入していただきたいと存じます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	
<p>意見 69 卸先事業者が、NTT ドコモから卸役務の提供を受けて、排他的な業務を行うことは、第三者を介した潜脱行為であり、ガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 69</p>
<p>■ NTT 東・西の「サービス卸」提供に際し、NTT ドコモが第三者（電気通信事業者以外の者を含む）を介して、特定の事業者を有利に取り扱うことが想定されます。このような行為はNTT ドコモに課されている禁止行為規制（電気通信事業法第30条第3項第2号）を潜脱する行為であると考えられ、NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）やNTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。</p> <p>したがって、以下の事例についても、上記の観点から、本ガイドラインに規定された問題と</p>	<p>■ 考え方 35 のとおり。</p>

<p>なり得る行為に該当するものとして追記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。</p> <p>・NTT ドコモと NTT 東・西がそれぞれ第三者（NTT コミュニケーションズなど）に卸役務を提供し、当該第三者が排他的なセット割引を提供するなど、排他的な業務を行うこと。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 70 卸先事業者が、NTT ドコモと連携して、競争阻害的な料金や過度なキャッシュバックを行うことは禁止行為規制の潜脱であるため、それをガイドラインに記載し、厳格に運用すべき。</p>	<p>考え方 70</p>
<p>■ NTT ドコモは直接卸先事業者にならず、NTT コミュニケーションズ等の自己の関係事業者が NTT 東・西の「サービス卸」の卸先事業者となった上で、NTT ドコモの携帯電話と NTT コミュニケーションズの FTTH サービスとをセットにして競争阻害的な料金や過度なキャッシュバックを行うことが想定されます。このような行為は NTT ドコモに課されている禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号）を潜脱する行為であると考えられ、NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。そのため、このような行為についても、上記の観点から本ガイドラインに規定された問題となり得る行為に該当するものとして追記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 卸先事業者が NTT ドコモの携帯電話サービスをセット提供し、過度なキャッシュバック等を行う可能性に関する御意見については、ガイドライン 5（別表）（2）①に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>■ 「移動通信事業者（MNO）が卸先事業者になり」、との記述がありますが、NTT ドコモが直接卸先事業者にならず、NTT コミュニケーションズや NTT ぷらら等の移動通信事業者ではない NTT グループの事業者が卸先事業者となった上で、NTT ドコモの携帯電話と当該 NTT グループの卸先事業者が提供する FTTH サービスとを組み合わせ販売することが想定されます。このようなケースも NTT ドコモが卸先事業者となる場合と同様に公正競争環境に与える影響が特に大きく、NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。</p> <p>そのため、このような組み合わせで NTT グループのセット割引をする場合においても、上記</p>	

<p>の観点からそれぞれの役務の料金について特に明確かつ合理的な説明が求められることを追記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 71 卸先事業者は、卸先契約代理業者による多額のキャッシュバック等を監理監督すべきであることをガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 71</p>
<p>■ 卸先事業者の競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為については、今後、卸先契約代理業者も関与するケースが懸念されることから、卸先事業者の卸先契約代理業者に対する監理・監督責任についても明記すべきと考えます。具体的には、5（別表）（2）①および（3）①に次を追記すべきと考えます。</p> <p>【追記文案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度のキャッシュバックなど前項と同様の行為を卸先契約代理業者が行う場合において、その監理・監督を怠ること <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 考え方 33 のとおり。</p>
<p>意見 72 特定卸役務を利用せずに「セット割」を提供する事業者にも、特定卸役務を利用する事業者と同一の規制が課せられていることをガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 72</p>
<p>■ 本ガイドライン案においては、特定卸役務について卸先事業者（支配的な電気通信事業者を除く。）が行う問題となる行為が明記されており、この中で「セット割」に係る競争阻害的な料金設定や過度なキャッシュバック等が具体的な事例としていくつか挙げられています。</p> <p>しかしながら、特定卸役務を利用せずに「セット割」を提供する事業者も存在しており、ここに挙げられている同一の規制が課せられているものと理解しております。当該事業者は本ガイドライン案の対象外ではあるものの、不公正な競争環境を生み出さないため、また実効性のある規制とするためには、当該事業者にも同じ規制が課せられている旨を明記すべきと考えます。</p>	<p>■ 本ガイドラインは、ガイドライン（案）2に記載のとおり、特定卸役務が一般の卸電気通信役務とは異なる特徴を持つことを踏まえ、特定卸役務を提供する電気通信事業者等の行う行為について、電気通信事業法の適用関係を明確化することを目的として策定したものであるため、御意見については今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、総務省としては、特定卸役務を利用しない事業者についても、電気通信事業法の各規律について、「電気通</p>

<p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成 24 年 4 月 27 日改定)等を活用しつつ、適切に運用していく考えである。</p>
<p>意見 73 適正なコストとは具体的にどのようなものを意味するのか。</p>	<p>考え方 73</p>
<p>■ ガイドライン(案)5(別表)(2)①における【適正なコスト】とは、5(1)①脚注 12 で記述されている【適正なコスト】とは異なり、卸先事業者が実施するものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合ここで記述されている【適正なコスト】とは具体的にどのようなコストを意味するのでしょうか。</p> <p>(ZTV)</p>	<p>■ 御指摘のとおり、ガイドライン(案)5(別表)(2)①における「コスト」とは、卸先事業者が特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に発生するコストを指すものであり、5(別表)(1)①脚注 12 における「コスト」、すなわち卸提供事業者が特定卸役務を提供する際に発生するコストとは異なるものである。</p> <p>■ 適正なコストの水準については、個別の事案ごとに判断されるものである。</p>
<p>意見 74 料金設定について懸念が生じた時とは、具体的にどのような場合が該当するのか。</p>	<p>考え方 74</p>
<p>■ 【(いわゆるセット割引)において、料金設定について懸念が生じた時】とは具体的にどのような時が該当するのでしょうか</p> <p>(ZTV)</p>	<p>■ ガイドライン5(別表)(2)①における「料金設定について懸念が生じた時」の指す場合は、個別の事案ごとに判断されるものであるが、例えば、移動通信事業者(MNO)たる卸先事業者が競争阻害的な料金の設定を行った可能性があると総務省が認めた場合が挙げられる。</p>
<p>意見 75 ガイドライン(案)5(別表)(2)①における「合理的な説明」は具体的にどのようなものを想定しているのか。</p>	<p>考え方 75</p>
<p>■ 【合理的な説明】とは具体的にどのような事柄を想定しているのでしょうか。</p> <p>(ZTV)</p>	<p>■ ガイドライン5(別表)(2)①における「合理的な説明」の指す内容は、個別の事案ごとに判断されるものであるが、例えば、特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務の料金それぞれについて適正なコストを著しく下回るようなものではないことを</p>

	定量的に説明できるようにすることが挙げられる。
意見 76 消費者をあおるような広告表記を禁止すべき。実際にはほぼ提供できない料金等の組合せを標準的なサービスのように見せかけるような広告表記について指導すべき。	考え方 76
<p>■ 「家族全員で全ての割引を合計して年間〇〇万円お得」等の消費者を煽るような広告表記は、【特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金の設定】【料金設定について懸念が生じた時】や【競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。】などの要件が当てはまらない限り許容されるのでしょうか。当てはまる場合は当然と考えますが、当てはまらない場合でもこのような消費者を煽るような広告表記は禁止事項として追加をお願い致します。</p> <p>(ZTV)</p> <p>■ ホームページで「SoftBank 光 3つの特徴」として①「月額 3800～」, ②「超速い概ね 1Gbps」と表示しているが、①は集合住宅に限った料金で、逆に集合住宅で②1Gbps は設備上ほとんど提供出来ない、つまりこの料金と速度の組み合わせでの提供は殆どできないにもかかわらず、標準的なサービスのように見せかけている。このように、すでに他の事業者より排他的に安く見せるような表示をしており、大問題ではないか？</p> <p>本ガイドラインなど全く無視した表現をしているので早速行政指導を行い、卸役務提供の中止を指導すべきである。</p> <p>また、③ではタブレット実質 0 円と表示しているが実際はタブレット代金月額 1700 円としており、この 1700 円は卸役務料金の割引に相当する。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 広告表示が関連法規に照らして問題であるか否かは個別の事案ごとに判断されるものであるが、電気通信事業者等の広告表示については、電気通信サービス向上推進協議会において、同協議会が定める自主基準に基づいた広告表示が行われているかについて第三者によるチェックを受ける等の自主的な取組が行われているほか、利用者の誤認を招くおそれのある広告表示については、総務省が電気通信事業法の趣旨を踏まえた行政指導等の対応をとってきている。</p> <p>■ 総務省としては、第三者による自主基準遵守のチェック状況も踏まえ、電気通信事業法等の執行を通じ、広告表示の適正化を図ってまいりたい。</p>
意見 77 事業法第 26 条の規定による提供条件の説明義務は、契約代理業者にも適用されるのか。適用しない場合はガイドラインの趣旨が形骸化する懸念がある。	考え方 77

■ 【移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になり、特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務とを組み合わせる料金設定を行って提供する場合(いわゆるセット割引)において、特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務の料金が適正なコストを著しく下回る事となるかのような説明を行うこと。】についてこの条項は当該卸先事業者が契約する契約代理業者にも適用されるのでしょうか。契約代理業者にも適用して頂きませんと抜け道となりガイドラインの趣旨が形骸化する可能性が高いと危惧しております。

また、この項目で述べたような、卸先事業者が契約する契約代理業者に係る適用を、本ガイドラインの全項においてお願い致します。

(ZTV)

■ ガイドライン4(4)のとおり、電気通信事業法第26条の規定による提供条件の説明義務は、卸先契約代理業者にも適用されるものである。

(3) 特定卸役務について卸先事業者（支配的な電気通信事業者に限る。）が行う行為

提出意見	総務省の考え方
意見 78 卸先事業者（支配的な電気通信事業者）が他の固定事業者の固定回線についても同料金で卸して提供を受けることを義務付けるべき。	考え方 78
<p>■ 卸先事業者（特に支配的な電気通信事業者）が特定卸役務のみを扱うことは他の固定通信事業者を排他的に扱うことになる。この為、卸先事業者（特に支配的な電気通信事業者）はケーブルテレビ事業者など他の電気通信事業者の固定回線についても同様の料金にて卸提供を受け付けることを義務とすること、また、その場合に特定電気通信役務にしか出来ないような条件を排除することを義務とすることを追加すべき。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 特定卸役務について卸先事業者（支配的な電気通信事業者に限る。）が行う行為については、ガイドライン5（別表）(3) ②、③等に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
意見 79 NTT ドコモが特定卸役務の料金を下回る料金を設定する場合に合理的な説明が必要であることをガイドラインに記載すべき。	考え方 79
<p>■ NTT グループの主要事業者であり、移動通信市場において市場支配的な事業者である NTT ドコモが、NTT 東・西の特定卸役務のコストを下回るような FTTH サービス料金を設定した場合、特に公正競争環境が阻害されるおそれが高いと考えます。そのため、NTT ドコモが、NTT 東・西の特定卸役務の卸料金を下回るような料金を設定する場合には、特に「明確かつ合理的な説明」が必要であることを明記すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ ガイドライン5（別表）(2) ①に記載のとおり、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になり特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務とを組み合わせる料金設定を行って提供する場合において、料金設定について懸念が生じたときは、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。</p>
意見 80 排他的な割引サービスでないことを確認できるよう、支配的事業者に対して条件開示を義務付けるべき。	考え方 80

<p>■ 支配的事業者による排他的な割引サービスは、当該事業者の支配力をさらに強めることとなり、公正競争を阻害する大きな要因となるため、本ガイドライン記載の内容に賛同いたします。</p> <p>また、割引サービスの提供可否に加え、セット割の適用や割引原資負担等の条件についても、排他的とならないようにすべきと考えます。その上で、排他的でないことを確認できるよう、支配的事業者に対して条件開示を義務付ける等の措置を要望いたします。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ ガイドライン（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 排他的な割引サービスに関する御意見については、ガイドライン（別表）（3）②に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 81 NTT ドコモの「ドコモ光」の割引は排他的な割引サービスに該当するものであり、ガイドライン（案）を無視しているため、やめさせるべき。</p>	<p>考え方 81</p>
<p>■ ドコモ光のホームページの料金プラン（タイプA）の料金表では、表の下部に「旧料金プランの方は『ドコモ光』をさらに 500 円／月割引でご利用になれます」と表示されており、特定卸役務サービスをさらに割引することとしています。これは排他的な割引サービスに該当することから、この卸先事業者（Docomo）はすでにガイドラインを無視しており、ガイドラインの実効性は無いものと思われる。</p> <p>ただちに特定卸役務に対する割引は止めさせ、ガイドラインの遵守を表明させるべきである。そもそも、特定の条件にあった新規利用者にだけ割引とか無くすべきであり、第二種特定電気通信設備を持つ事業者は高い通信料金をすでに払っている既存利用者の料金値下げをすべきである。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ ガイドラインの実効性確保に関する御意見については、考え方 3 のとおり。</p> <p>■ なお、御意見にある「既存利用者の料金値下げ」については、一般論として、法令の範囲内で、事業者が経営判断する問題であると考えます。</p>
<p>意見 82 自社のサービスを組み合わせるセット提供は、いわゆる「セット割」とは本質的に異なるものである。</p>	<p>考え方 82</p>
<p>■ 当社は特定卸役務の提供を受けて実現する「ドコモ光」と自社の携帯電話サービスとを組み合わせたサービスである「ドコモ光パック」を 3 月 1 日より提供開始予定であることを発表致しました。</p>	<p>■ 電気通信事業法第 30 条の禁止行為規制は、公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止するとともに、それが発生した場</p>

いわゆる「セット割」は他事業者が提供する光サービス等固定通信サービスと自らの携帯電話サービスをセットにして料金割引を行うものですが、「光シェアパック」は特定卸役務の提供を受けて当社が提供する光サービス（ドコモ光）と当社携帯電話サービスを組み合わせた「自社のサービス同士を組み合わせ」たものであり、いわゆる「セット割」とは本質的に異なるものです。

また、当社が電気通信設備又は電気通信役務を「仕入れ（卸受）」る際に、どの事業者から仕入れるかについては、料金の経済合理性、保守の信頼性、お客様への利便性等諸要素を勘案した上で決定する事項であると認識しております。

従って、本ガイドラインの運用に当たっては、上記を踏まえた運用となるよう要望致します。

(NTT ドコモ)

合には速やかに是正、除去することが必要であり、電気通信事業者の市場支配力に着目し、他の電気通信事業者と区別して、指定し、行為を類型化し、あらかじめ禁止するものであり、同条においては、この趣旨に鑑み、市場支配的事業者に対し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い等を禁止している。

■ この点、答申において、「移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。」とされたことを踏まえ、本ガイドラインにおいて、「特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己が提供する他のサービスと組み合わせ、割引サービスを提供すること」などが電気通信事業法上問題となり得る行為としてあげているところである。

■ したがって、ガイドラインにある排他的割引サービス等に当たるかどうかについては、上記を踏まえ、電気通信事業法の規定に照らし、個別事案ごとに適切に対処していく考えである。

意見 83 NTT 東西と NTT ドコモとの連携については、公正競争が阻害されるおそれが極めて高

考え方 83

<p>いため、禁止すべき。</p> <p>■ NTT 東西殿は NTT 持株会社殿を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備（2014年3月末時点加入者回線設備シェア83.7%）を保有し、FTTH市場において70%を超える契約数シェアを持ち続ける等非常に強い市場支配力を有しているとともに、NTT ドコモ殿についても「単独で市場支配力を行使し得る地位」にある上、NTT 持株殿が67%の株式を保有する特殊性を有しています。この市場環境において、公正競争条件が十分確保されないまま、NTT 東西殿と NTT ドコモ殿が連携することは、両市場におけるシェアを確実に固定化させるものであり、更に不透明性の残る相対契約での取引は、NTT グループ内の優遇行為や内部補助を引き起こす可能性があります。</p> <p>支配的な電気通信事業者である NTT ドコモ殿による排他的な割引サービスを禁止することは、公正競争環境確保のためには必要ですが、以上のように特に NTT 東西殿との連携については、固定・移動双方の市場において公正競争が阻害されるおそれが極めて強く、本来禁止されるべきものと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>■ NTT 東西と NTT ドコモはそれぞれ禁止行為適用事業者であり、合理的な理由のない排他的な連携などは禁止されるものとする。特定卸役務に関連した連携については、ガイドライン（別表）（3）②に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを明確化しており、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に判断していく考えである。</p>
<p>意見 84 NTT ドコモの排他的な割引サービスに係る規定を厳格に運用し、ガイドラインの実効性を確保すべき。</p>	<p>考え方 84</p>
<p>■ NTT グループの主要事業者であり、移動通信市場において市場支配的な事業者である NTT ドコモが、NTT 東・西から特定卸役務の提供を受けて「ドコモ光」を提供する際、表向きには他の事業者から申出があれば NTT 東・西と公平に連携するとした上で、他の事業者からは申出がないこと、あるいは申出時期が遅いこと、卸役務の個別契約の内容が異なることなどを理由に NTT 東・西のみを有利に扱う以下のような行為を行うことが想定されます。</p> <p>・他の固定事業者の卸役務を利用した「ドコモ光」と比べて、NTT 東・西の特定卸役務を利用した「ドコモ光」について提供時期を早めること、優先的に販売すること、卸料金が同一であるにも関わらず低い料金を設定すること、高額な販売促進費を設定すること。</p> <p>・他の固定事業者が提供する固定ブロードバンドサービスと NTT ドコモの携帯電話とのセッ</p>	<p>■ ガイドライン5（別表）（3）②では、「特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己が提供する他のサービスと組み合わせて、割引サービスを提供すること」等を電気通信事業法上問題となり得る行為の対象としている。</p> <p>■ ここでは、市場支配的な電気通信事業者である NTT ドコモが、NTT 東西の特定卸役務の提供を受けたことを理由に他事業者からの申出を合理的な理由なく拒否することや、合理的な理由なく NTT 東西を優先的に取り扱うことなど</p>

ト割引と比べて、NTT 東・西の特定卸役務を利用した「ドコモ光」と NTT ドコモの携帯電話とのセット割引の提供時期を早めること、優先的に販売すること、高額な割引を設定すること、高額な販売促進費を設定すること。

このように、NTT ドコモが、実際に NTT 東・西以外の多くの事業者が同時に連携できない形で「ドコモ光」を提供したり、「ドコモ光」と NTT ドコモの携帯電話とのセット割引等を提供する行為は、NTT ドコモに課されている禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号）に抵触する行為であり、NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。また、仮に NTT 東・西の特定卸役務の提供条件について公表義務を課さなければ、他の事業者は NTT 東・西がいつ、どのような提供条件で NTT ドコモに特定卸役務の提供を申し出たか知ることができないため、NTT ドコモが NTT 東・西のみを有利に扱う懸念が高くなります。そのため、本項のタイトルを「②特定の事業者を有利に扱う行為」に修正するとともに、これらの行為についても、上記の観点から本ガイドラインに規定された問題となり得る行為に追記し、本規定を厳格に運用すべきです。

なお、NTT ドコモと NDA を締結できていない NTT 東・西以外の固定事業者等が存在するとの情報もあり、NTT ドコモは「ドコモ光」や「ドコモ光パック」を提供するにあたって、自己の関係事業者である NTT 東・西を有利に取り扱っている疑いがあります。総務省は、NTT ドコモが上記の問題行為を行っていないか早急に調査すべきです。

(KDDI)

意見 85 NTT ドコモによる ISP 等特定の事業者に対する不当な取扱いについてもガイドラインに記載すべき。

により、排他的にサービスを提供することなどが想定されている。

■ 御意見にある「実際に NTT 東・西以外の多くの事業者が同時に連携できない形で「ドコモ光」を提供したり、「ドコモ光」と NTT ドコモの携帯電話とのセット割引等を提供する行為」との意味は必ずしも明確ではないが、ガイドライン 5（別表）（3）に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに適切に対処していく考えである。

考え方 85

<p>■ NTT ドコモが特定卸役務の提供を受けて「ドコモ光」を提供するにあたって、ISP 等の特定の事業者を有利に扱う行為についても、禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号)に違反する行為として追記するなどし、本規律を厳格に運用すべきです。</p> <p>なお、NTT ドコモは、「ドコモ光」の提供にあたって、どの ISP とも公平に連携するとしていますが、未だに NTT ドコモと NDA を締結できていない ISP が存在するとの情報もあり、NTT ドコモは特定の事業者を有利に取り扱っている疑いがあります。総務省は NTT ドコモが上記の問題行為を行っていないか早急に調査すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 考え方 32 のとおり。</p>
<p>意見 86 提携する ISP に過度に高額な割引原資の強要等を行うことについてもガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 86</p>
<p>■ 支配的な事業者である NTT ドコモ殿は、他社 ISP と協業しなくとも自身でインターネット接続サービスを提供可能であることから、他社 ISP との協業に当たり、著しく優越的な地位を有することになり、他社 ISP に対する過度に高額な割引原資の強要等、不当な規律・干渉を行うことも懸念されます。したがって、本ガイドライン案に以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【追記】</p> <p>・ <u>特定卸役務の提供を受けて、他事業者の提供するサービスと提携する等の場合において、合理的な理由なく、過度に高額な割引原資の強要等を行うこと。</u></p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>■ 御意見にある「他社 ISP に対する過度に高額な割引原資の強要等」については、特定の電気通信事業者のみ有利に取り扱う等の場合は、本ガイドラインに追記する「特定卸役務の提供を受けて、自己のサービスを提供する際(卸先契約代理業者等への委託等による場合も含む。)に、自己の関係事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。」に該当し得ると考える。</p>
<p>意見 87 「関係事業者と一体となって行う排他的な業務」として「電気通信役務の提供以外」が含まれていることに賛成。</p>	<p>考え方 87</p>
<p>■ 支配的な事業者である NTT ドコモ殿が自己の関係事業者と排他的に連携する場合、連携業務が電気通信役務でなくとも、自己の関係事業者の市場は、NTT ドコモ殿の市場支配力の影響を受け、公正な競争環境が阻害される恐れがあります。</p> <p>また、電気通信役務を提供しない企業を通じて、間接的に自己の関係事業者である電気通</p>	<p>■ ガイドライン(案)に賛成の御意見として承る。</p>

<p>信事業者との排他的連携が行われる場合もあります。(例：NTT ファイナンス株式会社を通じた NTT ドコモ殿と自己の関係事業者との請求・収納業務の実質的排他的な連携)</p> <p>したがって、本ガイドライン案において禁止される「関係事業者と一体となって行う排他的な業務」として、「電気通信役務の提供以外」について明示的にこの範囲に含まれたことは、非常に望ましいものと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	
<p>意見 88 「排他的な業務」には、電気通信役務の提供に係るあらゆる業務が含まれることをガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 88</p>
<p>■ 「排他的な業務」には、販売・営業、受付、開通、ユーザー管理、料金請求、保守・運用、CS 等、役務提供にかかるあらゆる業務が該当することを明記すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ ガイドラインでは、電気通信役務の提供以外の業務について、「当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係」している業務を電気通信事業法上問題となり得る行為の対象としているが、これは、「その電気通信業務について」と規定された電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号について、電気通信役務の提供と密接不可分に関係する電気通信業務以外の業務を含み得ることを明示しているものである。</p>
<p>意見 89 NTT 東西の販売・受付要員を NTT ドコモに移管する行為についても、問題となり得る行為としてガイドラインに記載すべき。</p>	<p>考え方 89</p>
<p>■ NTT ドコモは「ドコモ光」の開始にあたり、NTT 東・西の「フレッツ光」の販売・受付等の要員を NTT 東・西から移管を受けることが想定されます。このような行為は、当該事業者と一体となった排他的な業務を行うものに他ならないことから NTT ドコモに課されている禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号）を潜脱する行為であると考えられ、NTT 法（活用業務ガイドラインを含む）や NTT ドコモ分離時の公正競争条件に照らしても問題となり得ます。</p> <p>したがって、このような行為についても、上記の観点から本ガイドラインに規定された問題となり得る行為に追記するなどし、本規定を厳格に運用すべきです。</p>	<p>■ NTT 東西が NTT ドコモやエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等にフレッツ光の販売・受付要員を移管する行為に関する御意見については、本意見募集の対象であるガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであり、今後の参考として承る。</p>

(KDDI)	
意見 90 NTT ドコモによる ISP 等の情報の目的外利用についても、問題となり得る行為としてガイドラインに記載すべき。	考え方 90
<p>■ NTT ドコモが、特定卸役務を利用して「ドコモ光」を提供するにあたって知り得た提携 ISP 等の事業者の情報を、自社の ISP（ドコモ net）や自己の関係事業者（NTT ぷららや NTT コミュニケーションズ）等の自己の関係事業者の営業目的に利用することが懸念されます。このような行為は NTT ドコモに課されている禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号）に抵触すると考えます。NTT ドコモによる「ドコモ光」の提供開始がすでに発表されていることを踏まえ、早急に問題行為を明確にし、NTT ドコモの不当な行為を未然に抑止する観点で、以下の行為についても本ガイドラインに規定された問題となり得る行為に追加すべきです。</p> <p>・ NTT ドコモが特定卸役務を利用したサービスを提供するにあたって知り得た ISP 等の事業者の情報を、社内の他部門又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 御意見にある「提携 ISP 等の事業者の情報」の目的外利用については提携契約上の提携条件の問題であるが、当該情報を特定の電気通信事業者に不当に優先的に提供する等の場合は、本ガイドラインに追記する「特定卸役務の提供を受けて、自己のサービスを提供する際（卸先契約代理業者等への委託等による場合も含む。）に、自己の関係事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。」に該当し得ると考える。</p>
意見 91 NTT ドコモが電気通信事業ではない領域で市場支配的なプレーヤーと排他的に連携を行うことについても、問題があることをガイドラインに記載すべき。	考え方 91
<p>■ 市場支配的事業者である NTT ドコモが、電気通信事業ではない領域で市場支配的なプレーヤーと排他的に連携し、セット割引や共同営業、請求統合等を行った場合、電気通信市場の公正な競争が阻害され、NTT ドコモの市場支配力を更に高めることとなります。そのため、</p>	<p>■ NTT ドコモが電気通信事業以外の領域で市場支配的なプレーヤーと排他的な連携を行うことに関する御意見については、一般的な業務提携の問題であり、特定卸役務の</p>

このような行為は公正競争を確保する観点で問題があることを明記すべきです。

(KDDI)

提供に関わらないものであることから、特定卸役務に関して現時点で特に電気通信事業法上問題となることが想定される行為に当たらないため、ガイドライン（案）に直接関係するものではないと考える。

■ なお、一般論として、市場支配的な電気通信事業者が他の独占的な分野の公益事業者と排他的な連携を行う場合には、他の電気通信事業者が当該事業者と連携ができないと考えられるため、公正競争への影響を注視していく考えである。

6 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

提出意見	総務省の考え方
意見 92 卸先事業者の変更時に電話番号等が変わることは問題。	考え方 92
<p>■ 消費者保護の観点からも、2 回目以降の転用の際、電話番号を同番移行できない件について、システムの改善を要請していただきたい。なぜなら、ここ数年の販売代理店による光回線の売り方については各所で問題になっているように、特に地方に高齢者を狙っているものが多く、これらの人々が知らずに卸先事業者と契約を行った場合、次回以降で他社と契約する際に電話番号が引き継げず問題が発生することは容易に想像できる。携帯電話では同番移行が出来るため、また、過去日本において引っ越し等の物理的移動をすることもなく電話番号を維持できなかつたことは無いため、卸先事業者の変更に伴い電話番号の強制変更となると、相当な混乱も起こると予想できる。もし、電話番号が変わってしまった場合における各所の損害はそれ相応であり、企業においては各種印刷物等全ての修正や受注との機会損失は計り知れない。個人においても同様である。よって、仮に同番移行ができないのであれば、卸先事業者との契約時における重要事項説明の一つとし、契約者の署名等を必要とするよう要望したいと考える。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>■ 考え方 24 のとおり。</p> <p>■ 卸先事業者から更なる乗換えを行う場合に電話番号が変更となり得ることを提供条件の説明義務の対象とすべきとの御意見については、サービス卸の今後の運用状況を注視しつつ、また、卸先事業者が提供する電気通信役務の提供条件に含まれ得る事項を踏まえ、必要に応じ検討してまいりたい。</p>
<p>■ 今回のガイドライン(案)には記載されていませんが、NTT東西殿からの転用について、同一番号を引き継げる制度(MNP)が1回のみ制限されると発表されています。これまで固定通信市場では同一番号の引継ぎ(MNP)は何度でも認められており、NTT卸のみが1回の転用しか認められないということは明らかに、「競争阻害的な行為」に該当すると考えますのでご検討をお願い致します。</p> <p>(ZTV)</p>	

<p>■ 今回の特定卸役務における、電話サービスの利用について。</p> <p>現状 NTT フレッツで電話サービスを利用の方が、転用にてまず事業者を変えることは、工事なしに可能で、またナンバーポータビリティで同番移行が可能と聞いております。</p> <p>その後、さらに他事業者に変える場合は同番移行ができないとの情報があります。</p> <p>消費者が何らかのメリットを感じ、卸先事業者を変える際電話番号が同番で移行できないのは、消費者の事業者選択の自由が奪われることとなります。これは実質上、一度転用された消費者は、ほぼ永久に1事業者に縛られざるを得ない状況に陥ります。競争事業者の弱体化をさせる要因にもなります。</p> <p>同番移行は現状通り実施されるようお願い致します。</p> <p>(ZTV)</p>	
<p>■ 現在の運用では再転用に際して OABJ 電話のナンバーポータビリティが出来ないとされており、利用者への十分な周知が消費者保護の観点から必要であると同時に、再転用時のナンバーポータビリティの実施に向けた議論、整理が必要であると考えます。</p> <p>また、転用によるサービス卸回線からケーブルテレビ事業者回線に切り替える際に、番号が引き継がれることについても明確化していただきたいと存じます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	
<p>意見 93 特定卸役務を利用したサービスについて問題のある勧誘がなされており、規制すべき。</p>	<p>考え方 93</p>
<p>■ 【特定社 A】グループに勤務しています。</p> <p>うちはグループ会社が卸売り先なので、電話で勧誘をやってますがその際に「我々は NTT の代理店で料金改定の連絡です」と偽り注意事項もろくに説明していません。</p> <p>更には、聞き出した情報を基に、転用番号もお客様に無断で取得してしまいます。</p> <p>あまりに酷いので規制してください。お願いします。</p> <p>【特定社 A】グループの【特定サービス】勧誘の悪質なトークやなりすまは規制されないのでしょうか？</p> <p>【特定社 A】の中でも【特定社 B】と【特定社 C】だけかもしれませんが、転用番号をお客さ</p>	<p>■ ガイドライン5（別表）（2）②、（別表）（3）④及び（別表）（4）①のとおり、卸先事業者又は卸先契約代理業者が自らを卸提供事業者であるかのように説明することは、電気通信事業法上問題となり得る行為であり、電話勧誘において電気通信サービスの勧誘であることを説明しないことも問題と考える。また、転用承諾番号は、卸提供事業者において、顧客自身が卸提供事業者から取得することとされていると承知している。</p>

<p>ま以外が取得するのはなりすましではないでしょうか？ お客さまが転用の際の注意事項を読む機会も無くなり悪質だと思えます。 健全な職場で働きたいです</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 総務省としては、悪質な販売勧誘については、本ガイドラインも活用しつつ、電気通信事業法等の規定に照らし、個別事案ごとに適切に対処していく考えである。</p>
<p>意見 94 卸先事業者による訪問販売での契約を禁止行為とすべき。</p>	<p>考え方 94</p>
<p>■ 卸先事業者（特に第二種指定電気通信設備を設置している電気設備事業者）である DOCOMO や SoftBank といった携帯キャリアは、サービス提供拠点が店舗であることが殆どである。一方 FTTH サービスは訪問販売での提供が多く、この訪問が消費者保護の大きな問題となっている。</p> <p>特に訪問代理店スタッフにより 1 対 1 の折衝で弱者である消費者が不本意なサービス契約をする問題が多く発生し、増加していることから卸先事業者による訪問契約を禁止行為とすべきである。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 現行法の適用関係の明確化を目的とするガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであるため、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、一般論として、訪問販売が適切な形で行われるべきことは当然であるが、適切な訪問販売を含め、訪問販売を一律に禁止することには、慎重な検討が必要であると考ええる。</p>
<p>意見 95 卸提供事業者である NTT 東西が苦情・相談の処理を行う第三者機関を立ち上げるべき。</p>	<p>考え方 95</p>
<p>■ 「ICT サービス安心・安全研究会 報告書」の「5. 苦情・相談処理体制の在り方」に民間型の第三者機関の必要性がありましたが、今回は卸事業者である NTT 東西が積極的にコレを立ち上げるべきではないかと考えます。主な効能は、消費者は卸先事業者の説明に疑問を持った場合の相談や確認に使えるというものです。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 現行法の適用関係の明確化を目的とするガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであるため、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、ICT サービス安心・安全研究会の報告書を受けて、NTT 東西も加入する一般社団法人電気通信事業者協会においては、苦情・相談を窓口で受け付けて分析する体制を整備すべく準備が進められていると承知している。</p>
<p>意見 96 卸先事業者を装った個人情報の収集を防止するため、卸提供事業者が卸先事業者に識別番号を付与し、契約の際の表示を義務化すべき。</p>	<p>考え方 96</p>
<p>■ 卸先事業者の努力だけでは解決しない要素として、無関係な事業者が（個人情報の収集を</p>	<p>■ 現行法の適用関係の明確化を目的とするガイドライン</p>

<p>目的として) 卸先事業者を装って電話勧誘を行う危険性があります。これらの追跡調査を行えるようにするためには、卸事業者が卸先事業者に識別番号を与え契約の際に表示を義務化するなどの方策があります。ご検討いただければと存じます。</p> <p>(個人)</p>	<p>(案) の内容とは直接関係ないものであるため、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、卸先事業者による販売勧誘方法のチェックを容易とするために、卸先事業者に識別番号を付し、勧誘に際してその表示を行わせることは、まずは、卸提供事業者と卸先事業者の間で検討される性質のものであると考えるが、このような運用を導入したとしても、卸先事業者を装った事業者が個人情報を収集することを直接に防止することには必ずしもならないと考える。</p>
<p>意見 97 卸先事業者によるサービス継続が困難になった場合、NTT 東西がサービスを提供すべき。</p>	<p>考え方 97</p>
<p>■ 卸先事業者がサービス継続が困難になった場合に備え、NTT 東西が通常サービス (NTT 東西の約款に規定する料金で) によって顧客救済を行う仕組みが必要だと存じます。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 考え方 25 のとおり。</p>
<p>意見 98 卸先事業者及び卸先契約代理事業者の電話による勧誘行為は一定の抑制を図るべき。</p>	<p>考え方 98</p>
<p>■ 特にサービス卸の開始当初、電話等による勧誘行為が同時期に多発することが想定され、消費者からの苦情増に繋がる可能性があります。したがって、卸先事業者及び卸先契約代理事業者は本ガイドライン案に示された紛らわしい説明行為等を禁止するのみならず、光ファイバに関する苦情の約半数を占める電話による勧誘行為について、一定の抑制を図るべきと考えます。例えば、不特定多数への電話による勧誘行為はそれ自体が苦情に発展しやすいことに鑑み、第三者から提供を受けた個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合、当該情報を卸サービスの販売勧誘に活用すること自体を自粛する等について業界として取り組むべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>■ 現行法の適用関係の明確化を目的とするガイドライン (案) の内容とは直接関係ないものであるため、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、ICT サービス安心・安全研究会の「個人情報・利用者情報等の取扱いに関する WG」において、第三者からの適正な情報取得の徹底も含め、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の見直しを検討されており、こうした見直しを踏まえ、電気通信事業者等において個人情報の適正取得に係る取組が進められることは</p>

	望ましいものである。
意見 99 総務省は、問題となる事案が疑われる場合には、対策を講じるべき。	考え方 99
<p>■ また、これら消費者保護に係る取組みの実効性を担保するためには、総務省殿及び卸提供事業者である NTT 東西殿より、卸先事業者に対し、販売勧誘行為に関する適切な指導等がなされることが必要です。具体的には、総務省殿においては、消費者、事業者及び業界団体からの申告等により、問題となる事案の発生が疑われる際には、必要な調査を行うとともに、当該調査の結果、問題となる事案の存在が認められる場合、対象となる卸先事業者及び卸先契約代理業者に対して是正措置を求める等の対策を講じるべきと考えます。また、NTT 東西殿においては、本ガイドライン案を含む関連法規等に基づき、販売勧誘活動を行う上で卸先事業者及び卸先契約代理業者が遵守すべき事項等の明確な基準を示して頂き、当該基準を逸脱する行為が認められる場合、当該卸先事業者等へのペナルティ付与や卸サービスに係る契約破棄等を含む厳格な措置を講じて頂くべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)</p>	<p>■ 総務省としては、特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の各規律について、本ガイドラインを活用しつつ、適切に運用していく考えである。</p> <p>■ NTT 東西においては、電気通信事業法が認める範囲内で、卸先事業者においてガイドラインを踏まえた対応がとられることを担保するための措置をとることが望ましい。</p>
意見 100 紛らわしい説明を行わないよう、ガイドラインに記載すべき。	考え方 100
<p>■ 消費者保護の観点として、サービスへの勧誘等の説明で記載されている事例のほか、「勧誘を受ける消費者が現在利用しているサービスを、セット割引や長期契約割引等の適用なしの料金で説明し、勧誘を受けたサービスの方が安価になるかのような紛らわしい説明」を、ガイドラインに記載いただきたいと考えております。</p> <p>(中海テレビ放送)</p>	<p>■ 御意見の趣旨を踏まえ、ガイドライン（案）を修正し、「6. 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」において、「卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、特定卸役務を用いて提供するサービスへの勧誘等に際し、事実がないのに次のような説明を行うことがないよう社内周知を徹底するとともに、その遵守を担保する体制を整えること」の対象に、「勧誘を受けたサービスに乗り換えるに当たって、消費者が現在利用しているサービスよりも安価になるかのような紛らわしい説明や、消費者が現在利用しているサービスよりも品質が向上するかのような紛らわしい説明」を追記することとする。</p>
<p>■ 消費者保護の観点として、サービスへの勧誘等の説明で記載されている事例のほか、「勧誘を受ける消費者が現在利用しているサービスを、具体的な根拠（計測値等）がなくサービス品質（回線速度や通信安定性等）が劣ると説明し、勧誘を受けたサービスの方が品質が優れているかのような紛らわしい説明」を、ガイドラインに記載いただきたいと考えております。</p> <p>(中海テレビ放送)</p>	

意見 101 消費者保護の充実を図る観点から、ガイドラインに記載すべき。	考え方 101
<p>■ 既に一部の卸先事業者による NTT 東・西の「サービス卸」を用いた FTTH サービスの提供が開始されていますが、以下の事例のように再転用ができないとしている問題や運用ルールが明らかになっていない問題があり、消費者に混乱を与えることや公正な競争環境が阻害されることが想定されます。</p> <p>したがって、消費者保護の充実を図る観点で、本ガイドラインの記述を後述のように修正していただきたいと思えます。</p> <p>【再転用ができないとしている問題の事例】</p> <p>INNT 東・西から、卸先事業者 A から卸先事業者 B への再転用ができない（解約・新規扱いになり、卸先事業者 A における違約金や卸先事業者 B での工事費等が発生）と説明されているが、消費者に十分理解されず混乱が生じるおそれがある。</p> <p>INNT 東・西が、当初は再転用不可と定めておき、NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等の NTT グループの事業者が転用で多くのユーザーを獲得できた場合は再転用不可の運用を継続し、NTT グループの事業者がユーザーを獲得できていない場合は再転用が可能となるよう運用を改めたとすれば、消費者の利便が損なわれるばかりか、公正競争上も問題が生じる。</p> <p>また、サービス卸上で提供される電話からの番号ポータビリティを当初不可として、事後的に可能となるよう改めた場合についても、同様の問題が生じる。</p> <p>【運用ルールが明らかになっていない問題の事例】</p> <p>（「フレッツ光」から転用する場合の工事費の扱い）</p>	<p>■ ガイドライン（案）の内容とは直接関係ないものであり、御意見については今後の参考として承る。</p> <p>■ 特定卸役務の運用に関する事項は、まずは卸提供事業者と卸先事業者間の協議を通じて明らかにされることが望ましく、利用者にとって不利益が生じ得る事項については利用者に対する十分な情報の提供が必要と考える。</p> <p>■ 総務省としては、特定卸役務の運用に関連して消費者に混乱が生じることがないように、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットサービスプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会に対し、これらの団体の加盟者において特定卸役務に係る利用者への注意喚起や利用者の意思確認の徹底を要請しており、利用者に向けた注意喚起も行っているところ、今後も、事業者間の協議等を通じて明らかになってくる運用上の問題等があれば、必要に応じ、同様の取組を行っていく考えである。</p>

・「フレッツ光」の工事費を分割払いにしていた場合の残債について、卸先事業者によって、ユーザーに請求されるのか不明確。

（電話の扱い）

・各卸先事業者は、以下のどの方法で OABJ-IP 電話を提供するのかが不明確。また、それぞれの場合において、提供条件（料金、仕様、申込み方法、料金請求など）がどうなるのか不明確。

A：NTT 東・西のひかり電話を別途契約

B：NTT 東・西のひかり電話の卸を受けて卸先事業者のひかり電話として提供

C：卸先事業者がサービス卸上で自ら OABJ-IP 電話を提供

・上記 A～C 相互間やサービス卸を利用せずに他事業者が提供する OABJ 電話に同一電話番号を持ち運ぶことが可能か不明確。

・上記 B について、NTT 東・西の加入電話から直接番号ポータビリティを行うことが可能か不明確。

（ISP の扱い）

・「フレッツ光」上の ISP から、卸先事業者が提供する FTTH サービス上の ISP に変更する場合や、同一 ISP が提供するサービス卸利用の FTTH サービスに転用する場合に、ISP の契約条

件が変更になるのか不明確。また、契約条件を変更する場合、「フレッツ光」上の ISP で違約金を設定された割引サービスに加入していた場合、違約金が発生する可能性があるのか不明確。

（その他「フレッツ光」のオプションサービスの扱い）

・「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の「フレッツ光」のオプションサービスについて、各卸先事業者が、どのサービスを卸対象とし、どのサービスを卸対象外（NTT 東・西から別途提供）とするか不明確。

・NTT 東日本においては「フレッツ・テレビ伝送サービス」は当初は転用の対象となっておらず、2月6日から転用が開始されると説明されている。その際、月途中で転用サービスに切り替わった場合も料金は日割り計算せず、切り替え当月分はNTT 東日本から1か月分の料金請求が請求されるとされているが、転用先の事業者が転用後の料金請求をどのように行うのかが不明確。

【ガイドラインの修正案】

現行ガイドライン案：

「卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。」

修正案：

「卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、特定卸役務にかかる運用について、本ガイドライン（以下の周知すべき事項を含む）及び総務省が平成27年1月28日に電気通信事業者等関係団体に対して行った、「NTT 東西による光回線サービスの卸売の提供に伴う消費者向け光サービス提供に当たっての消費者保護のための取組（要請）」に記載された事項の周知を定期的に行うこと。その遵守を担保するための措置を講じること。

なお、定期的な周知を行うにあたっては消費者が十分に問題を認識できるよう、インターネット上に周知事項を掲載するだけでなく、個別の卸先事業者や卸先契約代理業者に対

して書面を交付するなど、より確実に周知できる方法をとること。

(周知すべき事項)

-「フレッツ光」の工事費を分割払いにしていた場合の残債について、卸先事業者によっては、ユーザーに請求される可能性があること。

-卸先事業者によって電話サービス提供形態が異なり、NTT 東・西のひかり電話を別途契約する形態の場合は、請求書が NTT 東・西から別途送付される可能性があること。

- (仮に電話番号の持ち運びができないケースがある場合) サービス卸上で提供される OABJ-IP 電話については、他の事業者が提供する OABJ-IP 電話への番号ポータビリティができない可能性があること。

-「フレッツ光」上の ISP から、卸先事業者が提供する FTTH サービス上の ISP に変更する場合や、同一 ISP が提供するサービス卸利用の FTTH サービスに転用する場合に、ISP の契約条件が変更になる場合があること。また、契約条件を変更する場合、「フレッツ光」上の ISP で違約金が設定された割引サービスに加入していた場合、ISP によっては違約金が発生する場合があること。

-「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の「フレッツ光」のオプションサービスについて、卸先事業者によっては卸対象外のオプションサービスがあり、その場合に当該オプションサービスは NTT 東・西から提供され請求書も別途送付される可能性があること。また、サービス開始当初は卸対象外のオプションサービスが途中から卸対象サービスになり、サービス提供元や請求書送付元が NTT 東・西から卸先事業者に変更されるケースがあること。

-卸先事業者 A から卸先事業者 B への再転用はできないため、解約・新規扱いになり、卸先事業者 A における違約金や卸先事業者 B での工事費等が発生する場合があること。

現行ガイドライン案：

「卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。(以下略)」

修正案：

「卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、本ガイドライン及び上記要請に記載された周知すべき事項を重要事項説明書等に盛り込むとともに、総務省が作成した光サービス乗り換えにあたっての注意喚起のための書面を店舗に掲示して消費者に対して十分説明するなど、その遵守を担保する体制を整えること。(以下略)」

(KDDI)

意見 102 NTT 東西は特定卸役務の運用に関する情報を開示し、関係事業者間で議論して運用ルールを定めることをガイドラインに記載すべき。また、総務省はその運用ルールを踏まえてガイドラインを見直すべき。

考え方 102

■ 追記案：

「NTT 東・西はサービス卸の運用に関する情報を開示し、関係する事業者間で議論して運用ルールを定めること。なお、総務省は、その内容を踏まえて直ちに本ガイドラインを見直すこととする。」

(KDDI)

■ ガイドラインの見直しに関する御意見については、総務省として、本ガイドラインに記載のとおり、公正競争環境や利用者利便の一層の確保を図る観点から、特定卸役務に関する新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、ガイドラインを適宜機動的に見直す考えである。

■ なお、御意見にある「関係する事業者間で議論して運用ルールを定めること」については、一般論として、関係する事業者が、必要に応じ協議して円滑なサービス提供に努めることは望ましいと考える。